

招集期日 平成24年3月7日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 会 3月7日(水曜日)午前 9時28分

延 会 3月7日(水曜日)午後 4時11分

出席委員 委員長 永澤 美恵子 副委員長 小島 清人
委員 小出 亘 委員 安道 佳子
委員 堤 利夫 委員 宮岡 幸江
委員 宮岡 治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 教育総務部長
生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井 俊明 矢崎 美津子
佐藤 大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例4件、平成24年度予算4件の計8件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日と8日の2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第7号、8号、9号、10号の条例の審査を行い、次に議案第23号のうち所管のものの審査を行い、続いて議案第24号、25号、26号の各予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時29分 休憩

午前 9時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第7号 入間市子ども医療基金条例

委員長 まず、議案第7号 入間市子ども医療基金条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第7号 入間市子ども医療基金条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、子ども医療費支給事業の円滑な運営と、事業を長期的かつ継続的に推進することを目的に、地方自治法第241条の規定により新たに基金を設置したいものであります。

今回の基金は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律が改正され、特定防衛施設周辺整備調整交付金については基金を設置した場合継続的なソフト事業にも充当できることと改正されたことから、本調整交付金を活用し、子ども医療費支給事業の充実を図りたいものであります。

なお、この条例は公布の日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 第3条なのですが、管理というところですか、その第2項です。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとなっておりますけれども、確実かつ有利というのはなかなか厳しいように思うのです。つまり確実な有価証券というのは利幅が少ないようにも思いますし、有利な有価証券となりますと、今度はいわゆるリスクというのですか、利益は大きく上がる可能性はあるけれども、逆に損をする可能性も出てくるような、そういう危険性をはらんでいるようにも思うのですけれども、この最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというのは、これは大体どういう意味合いになりますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 通常ですと、普通預金等でございますとペイオフの関係がございまして、1,000万円まできり保証されないというようなことから、これは防衛のほうと調整をしたところ、防衛のほうから要するに元本を保証できないようなものはだめだよということで、当面は当座預金、こちらのほうを予定してございます。

以上です。

宮岡治郎委員 2項のほうです。

福祉部長 補足でご説明させていただきますが、この基金の運用は会計課のほうでお願いすることになります。通常有価証券ということになりますと、国債等が有利な、かつ確実なものという形はあろうと思いますけれども、現状では基本的には有価証券という形での運用はしていないと聞いておりますので、通常は今説明したとおり当座、あるいは普通預金での運用という形になろうかと思えます。

以上でございます。

堤委員 総括でも大分議論されていたので、おおよそは理解するのですが、条文の、例えば第6条の場合に小学校就学の始期に達している者に関してこの給付に係る財源に充てるため

に基金を取り崩すことができるということなのですから、これは現在要するに一般財源で対応しているわけです。それを今度基金を取り崩してその分に充てるということなのですから、基金を設置すること自体が要するに交付金を活用する一つの条件になっているということなのですから、なぜ国はそういった制限を設けて、基金にしなければいけないというその背景はどういうことなのでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長 今までの調整交付金ですと当然ハードの事業ということで、道路の整備ですとか、あるいは現在では加治丘陵の用地取得ということで、単年度である程度その結果が出るものに対して調整交付金のほうを活用しなさいということだったのです。これが法のほうが改正されまして、ただいまうちのほうで計画しております子ども医療費のほうのソフトの事業にも活用していいですよというようなことで改正されまして、そうしますと単年度で、例えば子ども医療費の場合には3月31日をもってその年度の支出のほうが確定するわけなのですから、それに対しまして調整交付金の場合には1次の交付決定がありまして、その後追加で交付決定等があった場合に、当然年明けに追加の交付がございましてと当然道路ですとか、そういった工事なんかは間に合わないの、活用できない部分があるということから、それを積み立てることによってそこで一応調整交付金を使ったよというようなことで実績報告ができますので、そういった事務的なことも含めまして調整交付金を活用して子ども医療費のほうの充実を図っていくというような考え方で進めておるところでございます。

堤委員 そうすると、国のねらいというのはよくわかりませんが、現場としては事務処理がふえるということですね。基金に入れて、また出したりとか、そういう対応しなければいけないので。従来どおり要するにソフト事業に使えるということだけでやっても現場としてはいいわけですね、そのほうが。そこまで国が制約するということは、確実に基金に入れないとこういった子ども医療費の支給が要するに信用できないという、そういう意味合いもあるのでしょうか、国としては。

福祉部参事兼児童福祉課長 確かに今言われるように、防衛のほうと話をしている中ではそのようなことが考えられます。当然わざわざ基金を設けてそこに入れなくても、一般会計のほうに即調整交付金ということで入れていただければそのまま使えるわけですから、確かにこの事業に使ったということで、そういった調整交付金を使う場合には、実績報告の段階で確かに基金の通帳に入れたりというようなことでそのコピーまでもつけて実績報告をするというようなことで、大変事務的にも手間がかかるといったような事業でございます。

堤委員 一般的に基金の場合には、先ほど話がありましたように基金を有利な条件でその果実で運営していくというのが基本的な考えだと思っておりますけれども、今回の場合はそれを年度内に取り崩しをして小学校就学前の医療費に充てるということですから、実際に基金に入れてもその年度で取り崩しをしてしまえば基金そのものの運用というのは制限されるわけですよ

ね。そうすると、余計な事務をしなければいけない、実際に基金そのものも有効に運用できないということになると、何のために基金にするのかというように非常に疑問が残るのですけれども、その辺の現場の状況と国のねらいというのがちょっとミスマッチしているような、そんな感じがしますけれども、その辺どうなのでしょう。

福祉部長 私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

この基金を造成することについては、今事務的なことについては担当課長が説明したとおりでございますけれども、国のほうとしてはソフト事業の中で基金の造成が規定をされてございまして、基本的には確かに特定財源として調整交付金を活用するのには一般財源のほうへ直接入れてもらって、一般財源で活用できればなおいいのかなとは当然考えられるところでございますけれども、やはりこうした特定の財源の用途というものはある程度国のほうとしてもしっかりとした支出の根拠をしてほしいというのがねらいであろうと思いますので、当然この基金を造成をして支出をしっかりとさせていただきたいというのが国のほうの意向でございますので、それを私どものほうでは企画部のほうと調整をいたしまして基金のほうの造成という形をとらせていただき、なおこの調整交付金は将来的にも交付をされる見込みでございますので、長期的に見ても子ども医療費の一部に充当するという形でございますけれども、財源の確保という意味では、基金の造成というのは私どものほうでも当然必要であろうという形でのご提案をさせていただいたものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

堤委員 確かに用途が担保されるというのは国のほうが求めることなのでしょうけれども、現場は現場としてやっぱりやりやすい方法というのはあるわけですよ。例えば24年度では3,000万円ということでしたよね。年度内でそのうちの2,600万円取り崩すわけでしょう。基金として運用できる部分というのは400万円しかないわけですよ。

福祉部長 今回の3月補正でも2,900万円ほどの基金を造成をいたさせていただきましたので、平成24年度については今堤委員さんからお話があったとおりでございますが、平成23年度の分も積み立ててございますので、実際には3,000万円以上の基金の残高には今のところなる予定ということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

堤委員 今まで交付金の用途というのは加治丘陵の公有地化にほとんどが充当されてきたと思うのですけれども、そういった今までの事業のスピードと今回子ども医療基金にその一部を回すということになると、公有地化のスピードにもある程度制限が出てきますよね。

福祉部長 この基金のほうの関係と公有地化の問題という形になりますと、私どもの担当とちょっと若干かわりますが、当然財源は限られたものの中で、用途が今は加治丘陵と道路の整備と子

ども医療費と、こういう3つのほうで調整をして活用していくという形を内部のほうでとらせていただいたものでございますので、ただ加治丘陵の取得についてもすべてが調整交付金だけでなく、例えば一般財源等も当然活用できますし、あるいは子ども医療基金についても当然小学校以上の財源に充てるわけでございますので、それだけでは当然必要額が賸い切れませんので、一般財源を投入するという形になりますので、今後の状況についてはちょっと担当ということではございませんので、わかりませんが、企画部あるいは担当の環境経済部のほうでその辺の状況というものは計画的に取得をしていくということだと私のほうでは思っておりますが、詳細についてはちょっと把握をしておりませんので、大変申しわけございませんが、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

堤委員 今回の交付金の額そのものは子ども医療基金に充当できるような、要するに拡大になったためにその分余分にその交付金が交付されるという、そういう背景はあるのですか。それとも、要するに交付金の算定については従来の条件のまま、その中の一部を子ども医療基金に積み立てることが可能だという、そういうことなのでしょうか。

福祉部長 この調整交付金の支給については、従来と変わりのない形での交付という形になりますので、その財源の使途が内部での調整の中で子ども医療基金のほうへ充当していくという形に変わったものでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、関連ですけれども、今回基地交付金がソフト事業のほうにも運用できるというふうな形、その場合には基金であるというふうな条件つきというふうなことのようにした。それを早速活用して取り入れるというふうな形では、積極的に運用していただくということなのかなというふうに理解しました。このソフト事業にも充当するというふうなことで、ソフト事業に関しては上限は幾ら幾らというふうな、そういったものというものはあるのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 その辺の上限は特にございません。調整交付金が8,000万円、9,000万円交付された場合に、それを市のほうでどれだけこれに使うかというのは内規で決めるということでございます。

安道委員 そうしますと、比較的自由に使えるようになったというふうなとらえ方でいいのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 そのとおりでございます。

安道委員 そうしますと、非常に有効なのかなというふうにもとらえるのですけれども、基金というからにはやはり目的を持って何かに活用していこうというふうなことでの基金なのだと思うのです。でも、どうも今回の性質をお聞きしていると、活用するために、基金という枠が

あるので、それを基金というふうなことで使って、それを即運用していくと、使っていくというふうに見られる、今回のお話です。だから、基金としてきちんと一定額を積み立てていって、いついつまでには、例えば今回の子ども医療費であったならば、子ども医療費についてはここまで制度を拡充させようとかというふうに、非常に目的を持ってこの基金というのを設定したのではなくて、これを活用するために基金というふうな形なのでしょうか。その辺のところのとらえ方がどうなっているのかお聞きしたいのです、改めて。

福祉部参事兼児童福祉課長 総括質疑のほうでもその辺は質疑があったかと思いますが、当然基金を積み立てながら今後増大します子ども医療費のほうに活用していくということで、県内の状況を見ますとある程度通院、入院も中学3年まで拡大されているような状況でございますので、入院分につきましてはできるだけ早い時期に実現できるように研究していくということと、また通院分についての年齢拡大につきましては、一般質問等でもございましたが、平成25年までは耐震関係等の工事がありますので、それ以降研究していくということで、その中で基金の積み立てたものを取り崩しながら活用していくというような計画を持ってございます。

以上です。

安道委員 そうしますと、今回3月補正では2,900万円とったというふうなことで基金のもとになっているわけですが、新年度も3,000万円です、2,600万円は使うというふうな形ですと、本当に残りわずかですよ、基金として回っていくのは。そういうペースでやっていったのではなかなか……どうなのかなというふうに思いながら、やはり一定額、これだけは確保していこうというふうなねらいを持って、今後はこの基金というからにはそういった姿勢も必要ではないかと思うのですけれども、その点は今後は検討されるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 当然1学年拡大しますと年間2,600万円からの通院費がかかりますので、当然基金を毎年3,000万円ずつ積み立てたとしても拡大分のみには充当できるような状況でございます。当然その中で拡大するに当たっては一般財源も充当しながらの拡大を考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

小出委員 基金で積み立てていかなければいけないとは思いますが、急にことしはインフルエンザが子供にすごくはやりそうだというときに、とりあえず接種をしなくてはならないというときに、こういうときに市の判断で使うという形はできるのでしょうか。

福祉部長 基金のほうは、小学校以上の子ども医療費で予算を当初予算においても計上しておりますので、取り崩しと医療費の増大とは直接はリンクをしない形になろうかと思っております。当然インフルエンザ等が流行して医療費の増大ということになれば歳出のほうの増額という補正予算等は当然必要になろうかと思うのですが、基金の取り崩しについてはあくまでもその一部

という形になりますので、基金のほうの残高等と調整をしながらその一部を取り崩すという形での運用という形になろうと思っておりますので、基金の取り崩しと直接は、医療費の増大等を当初の目的としては変更はしない予定でおります。

以上でございます。

宮岡治郎委員 第7条の委任ですけれども、この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が定めるということになっています。この条例そのものは新規の条例ですから、こういう必要性もあるかもしれませんが、どういったことが想定されますか、必要な事項で市長の裁量権にゆだねるようなものというのは。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、条例のほかに事務要領をつくりまして、その中で運用のほうを図っていきたいというような考えでおります。内容的には、第1条から第5条まで一応案ではつくってございますけれども、これらについては調整交付金で子ども医療費の基金を設置して活用していくのだよといったようなことですか、元本の安全性を最重要視して元本割れしないような形で積み立てていきたいと思いますとか、そういったようなことを要領のほうで定めているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第7号 入間市子ども医療基金条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第8号 入間市学童保育室設置及び管理条例及び入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第8号 入間市学童保育室設置及び管理条例及び入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第8号 入間市学童保育室設置及び管理条例及び入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、児童福祉法の改正に伴い、2つの条例に関する条項にずれが生じたので、その整備を行うものであります。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

宮岡治郎委員 私なりに児童福祉法というのを調べてみたのですけれども、最新の法律の改正というのは、日付としてはいつの段階に行われて、いつから施行されるものなのですか。それが自分で調べてわからなかったものですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法令の整備に関する法律という長いのがあるのですけれども、これが平成22年12月10日に公布されました。これをもちまして今回児童福祉法が改正されたものですから、それに関連するひとり親家庭と学童保育室のほうの関係の条例を整備したいということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第8号 入間市学童保育室設置及び管理条例及び入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時56分 休憩

午前 9時57分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第9号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第9号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第9号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、それにより児童福祉法、障害者自立支援法及び身体障害者福祉法が改正されたことから、本条例の文言の整理及び住所地特例の取り扱い等について改正したいものであります。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第9号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、3年を1期とする事業計画の見直しによる第5期介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度の策定に伴い、計画期間中の介護保険料を改正したいため、提案するものであります。

改正の内容について、まず1点目は基準額の改正であります。計画期間中の第1号被保険者の介護保険料については、高齢化の進展に伴う介護サービス利用量の増加や介護報酬改定などに伴い、上昇するため、県介護保険財政安定化基金及び市介護保険給付費準備基金の取り崩しによって保険料の上昇を抑制し、基準額を月額4,224円と改正したいものであります。

2点目は、保険料の段階区分を負担能力に応じたよりきめ細かな段階設定としたいものであります。具体的には、現行の8段階を9段階に改正するとともに、新たに第3段階に属する方のうち、収入等が一定額以下の方に対する負担軽減措置を行い、第7段階を合計所得金額400万円区分し、第9段階の標準割合を引き上げたいものであります。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 総括質疑のほうでも何点かお聞きしました。やはり今回見直しというふうなことで引き上げざるを得なかったというふうなことで説明があったわけですが、それにしましても月額で663円、18.6パーセントの引き上げというのはやっぱり重たいのではないかと。特に高齢者の方々は年金が実質は下がっているという状況で、また今回後期高齢者の保険料も引き上がるというふうな形でいうとダブルパンチという実態かなというふうな、そしてそれが年金から天引きされるという状況ですから、本当に厳しいと思います。そうした中で、高齢者福祉審議会の中の見させていただいたのですけれども、十分な議論というよりは提案というふうな形になっていましたけれども、その中で見てもやっぱりこれだけの値上げとなると市民の理解を得るのは厳しいのではないかとかいった発言や、それから年金が減ってい

る中でどうしてこれだけの値上げになるのだろうかといったようなニュアンスの発言がありました。そうした声をもって市民説明会が各地域で行われたかと思えます。会合というよりは福祉計画の形です。その中で、この介護保険料のことについてはどういった説明が行われたのか、そして市民のいた会場内からはどういった声があったのか、その点のことをお聞きしたいと思えます。

福祉部副参事（介護・支援担当） 市民説明会を11月のときに行ったのですが、そのときについては保険料の額につきましては4,000円を超えるだろうということで、額的にはそのときにはまだ国等の指針も出ていませんでしたので、4,000円から4,500円の間というような内容でお話はしました。しかし、保険料についての高い、低いというようなお話はそのときは全然ありませんでした。市民説明会の中ではありませんでした。

安道委員 そうしますと、どこの会場でも余りそれはきちんと入っていかなかったということですか。要するにまだ具体化されていないからこういったものですよぐらいにしか説明もなかったというようなことですね。

福祉部副参事（介護・支援担当） そのとおりでございます。

宮岡幸江委員 これから、先ほどのご説明もありましたけれども、高齢者がふえて介護利用量がふえる、つまり介護サービスを充実していくためにはこれを引き上げなければいけないという結論でこういうふうに提案されているわけですがけれども、例えば特養等の待機というのはどのくらいいるものなのでしょうか。

福祉部副参事（介護・支援担当） 一番直近ですが、平成23年9月30日のときに待機者は581人おられました。

宮岡幸江委員 それで、特養等の施設を増設したいという業者というか、そういう雰囲気というか、何か申請があるとか聞きに来ているとか、そんな状況はあるのでしょうか。多分保険料上がらないとそういうものもつukれないと思うのですけれども、そういう点での市内での動きというのはどうなのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今の特養の関係ですけれども、今市内の特養を運営されている方も含めまして現在までに4社、また市外の業者の方も、社会福祉法人でございますけれども、入れますと5社ほど一応希望したいということでお話がございます。

以上でございます。

宮岡幸江委員 これからますます高齢者がふえていく中で、家庭での介護の難しさというのもありますけれども、特養のほうは大体そんなので様子はわかったのですが、サービス、もともとは自宅での介護というものを中心にということで国がこういうことを始めたわけですがけれども、自宅での介護の方向で特別にこれから新規で何かサービスを考えているとかいうことは

あるのですか。計画はあるのですか。あるかないかでいいですけども。

高齢者福祉課長 今回の改正によりまして新しいサービスのあり方が見直されていまして、新しい複合のサービスという、今の小規模多機能型のグループホームがございまして、それに増して今度はそこに看護を入れたサービス、複合サービスという、そういうものが1つございまして。それから、もう一点は定期巡回・随時対応型訪問介護看護という、ちょっとわかりづらいのですが、これは本当に24時間いつでも制限なく、要請があれば駆けつけてサービスを提供するというものが新しくできました。ただ、これは業者も含めてその体制を整えるのは若干時間がかかるとお思いますので、今回の計画の中では最終年度にこういう形は1カ所ということで予定をさせていただきました。また、先ほど言いました複合型サービスにつきましても、同じくこの3年間で1カ所という形で予定はしておりますが、今お話ししたとおり業者の方との関係もございまして、鋭意努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

安道委員 今回の値上げに当たって、県の基金と、それから市の基金を取り崩したというふうなことで、市の基金については4億5,000万円から3億円取り崩して値上げを少しでも抑えようというふうなことで取り組んだというふうなお話がありました。この基金については、県のほうも88億円の64億円を取り崩したということでしたけれども、これについてはさらにもっと県のも、市のも含めてもう少し取り崩してできるだけ保険料の引き上げを抑えていくというふうなことも当然考える余地があったかとお思いますけれども、この点のところはどうだったのでしょうか。取り崩すということについて。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、県のほうの関係からお話しさせていただきますと、今お話があったとおり88億円のうち64億円、率にして72パーセント取り崩したという状況でございまして、県のほうにこの辺を私のほうとしてもお聞きしました。県のほうの回答では、すべて取り崩しをしますと確かに保険料の抑制につながるわけですが、もともとこの基金の目的につきましては、各保険者が給付費等の増加によって介護保険運営が非常に厳しくなった場合に貸し出しをする一つのもとの基金になっております。そういうような形から、ゼロにすることは今後の運営も非常に厳しくなりますし、またそういう保険者が出てきた場合にお貸しすることができなくなるということもございまして、二十数億円を残したというような形で聞いております。

それから、市のほうの関係につきましても4億5,000万円のうちの3億5,000万円を取り崩して1億円の残という形になっておりますけれども、これにつきましてはある意味で県と同じような形で、結局ゼロにした場合でもまたサービス量の増加等によって次期保険料に影響してしまうという部分もございまして、運営をしていく上で、適正という言葉が適当かどうか分かりませんが、通常は約1カ月の給付費、現状ですと5億円から6億円近いお金が出る

わけですが、その半分程度はできれば運営上確保しておきたいということも考えております。最悪、先ほどお話ししたとおり、足りなくなった場合は県の基金等をお願いして借用はできるわけですが、そういう観点から今回1億円を残したということでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、いろいろ努力の結果なのだというふうなお話があったわけですが、それにしてもこの間の滞納、保険料を納められていない方の数をお聞きしますとかなりの数になっています。そういった中でさらに保険料が上がるということからいうと、当然この滞納者の方々が改善されるというよりは、悪化していくのだろうなということが想定されるわけですね。これに対して、やっぱり低所得層の方々をどんなふうに手当していこうかというふうな、そういった視点も必要になってきていると思います。この間の減免をお聞きしましたら非常に少ないので、驚いてしまったのですけれども、十数件であると、この活用されているのは。だから、非常に使い勝手の悪い減免ということが言えるのかなというふうに思います。そういった点では、この減免の制度を改善していくというふうなことも当然検討していくべき、保険料引き上げに合わせて減免も当然検討していくべきと思いますけれども、その点はどのようになっているのか伺います。

福祉部副参事（介護・支援担当） 減免につきましては、入間市は先ほどお話ししたように11件ということでございますが、今制度の関係で各市町村の減免数が多いところ、少ないところもあります。それに見合わせてうちのほうもその辺はちょっと検討していかなくてはいけないかと思っております。しかし、こういう状況ですので、なかなかそういう状況までいくかどうかわかりませんが、その辺は各市町村の様子を検討したいと思っております。

小出委員 たしか2年前に介護労働者に一律3万円でしたか、国から助成が出るということで出たわけですが、ことしまたなくなりましたよね、それ。なくなって、それがこの値上げに影響しているのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

確かに今お話があったとおり、3年前ですか、3パーセントという形で報酬改定がございまして、介護従事者の処遇改善という形で報酬が変わりました。そして、今回の関係ですが、その交付金につきましては国のほうから手当がございまして、3年間、実質は2年で終了という形になっておりまして、当然その分が上がっておりますので、特に今回その分が入ってという意味ではなくて積み上げてきておりますので、当然その分が中身には入っているという考え方でよろしいかと思っております。

あと、今回改正された1.2パーセントの改定がございまして、その中に処遇改善の加算が含まれておりますので、そういう中で全くゼロではないと、前回に引き続いてプラスのものがあるということで考えていただければよろしいのかなというふうに思っております。

す。

小出委員 実際の介護労働者の方々の待遇は具体的に改善したのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

前回はそうだったのですが、今回まだやっておりますけれども、前回処遇改善、3パーセントということで、アンケートを事業者にさせていただきました。その結果を見させていただきますと、回答した方がすべてではございませんけれども、何らかの形で改善はできているということが結果としては出ておりますが、ただその事業所の運営状況等によってすべての方が恩恵を受けたというような形にはなっていないようなアンケートの結果がございました。

以上でございます。

小出委員 いま一つはつきりわからないのですけれども、もし把握していればいいのですけれども、介護労働者の方がどんどん離職するというケースが多いという話なのですけれども、この点と処遇と関係あると思うのですけれども、離職率とか、そういうのは把握できているのでしょうか。

高齢者福祉課長 離職率については把握はしておらない状況なのですが、ただ施設長会議というのがございます、そこでの話を聞きますと、やはり回転が早いといいますか、やめる方の率も比較的高い。また、職員が非常に若い方が結構多いということで聞いておりますので、そういう要因も多分重なって離職率が高くなってしまっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

小出委員 言うまでもなく専門職として非常に重要な介護職だと思うので、その辺をどういうふうにやっていくかということだと思うのですけれども、それで関連した事業所の運営が今回の改定等で影響をどういうふうに受けるのかということアンケート等でもしわかっているところがあれば教えていただきたいのですけれども。

高齢者福祉課長 アンケート等は特に今はやっておりませんが、ただここでお認めいただきまして改正された後にそういうものも、前回はやりましたけれども、含めて検討して、実施の方向に向けて努力してみたいというふうに思っております。

小出委員 事業所に対するアンケートと、あと利用者に対するアンケートとか介護の現場で働く方もぜひアンケートに答えられるような形で、これから先介護を発展させなくてはいけないので、その辺ぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

高齢者福祉課長 前回は同じように事業者、それから実際業務に当たっている方にアンケートさせていただきましたので、今回も同じような形で検討してみたいというふうに思っております。

堤委員 今回もそうですけれども、従前の所得区分については600万円が一つのラインですけれど

も、これは例えば保険料の負担からすれば所得に応じた部分ということを見ると、もっと細分化していけば公平な負担になるというふうに感じますけれども、600万円で所得が制限されているというのは何か法的に制約があるのですか。

福祉部副参事（介護・支援担当） 特にございません。

堤委員 例えばどのぐらいの所得の人がどの程度いるかというのはよくわかりませんが、この9段階の部分をもっと細分化して、800万円とか1,000万円とか、そういう区切りを設けることによって当然基準額に対して1.85というのが最高の負担になるわけですが、例えば1,000万円の人については2倍いただくとか、そういう形を特に制限されていないということであれば、市の考え方としてはそういう高額所得者に対する負担増を求めていくということはどういう考え方なのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今お話があった段階層の方、例えば現在の段階層でいいますと第8段階の方という形になるかと思っておりますけれども、その方の人数が624人現在おります。そういう形で、例えば1,000万円以上の方を見ますと約300人ほどいらっしゃるということがございます。そういうことがございますが、この段階につきましては近隣はもとより県内の段階層うちのほうで調べさせていただいて、他市がどのような形でこのようなものを検討したかというものもある意味では十分検討させていただいて、今回の改定表を作成した、そういう経緯がございますので、余り確かに段階を細かく区分すればそれなりの保険料が算出されるというのはございますが、この基準額に掛ける割合も非常に微妙な形で積算をしなくてはいけない部分もございますので、今のお話があった件につきましては今後ぜひ検討させていただきたいというふうに思います。今回につきましては、他市の状況等を踏まえてこの段階を検討して作成した、そのような経緯がございますので、ご理解いただければありがたいというふうに思っております。

堤委員 確かに横並びという考え方もよく理解できるのですが、でも現場を抱えている介護状況というのは市町村によってやっぱり相当違いがありますから、入間市独自の考え方によって保険料を付加しても別にいいかなというふうに思いますよね。ただ、保険料を払う側からすれば、入間市は何でこんなに細分化して、本来であれば600万円以上の収入があっても基準額の1.85で済むのに、細分化したためにさらに負担がふえるという高額所得者の声もわかるのですが、でもそれは現場現場で考え方は違っていいと思うのです。特に法的な制限がないということであれば、ある一定の所得の人には応分の負担をしていただくというのが全体としてもバランスがとれる話にもなってくるのだと思うのです。所得の低い人がある一定額を負担するよりは、バランスを考えて賦課することによって低所得者に対する負担割合を抑えるということも実際に可能ですから、それは今後十分検討するということですか

ら、入間市独自の方式を考えてもいいというふうに意見だけ言わせてもらいます。

それから、今回の料金改定の背景には、ベッド数をふやすという施設の整備があるようですけれども、現在581人の待機者に対してどの程度待機者が解消する予定になっていますか。

福祉部副参事（介護・支援担当） お答えします。

ベッド数については、220床を予定しております。新設が2カ所で200床、あと増床が1カ所で20床ということで、220床を予定しております。

堤委員 その新たな整備をもってしても待機者をゼロにするということは数字的に不可能ですよ。そうしますと、今後この待機者を減らしていくためには施設をふやしていかなければいけないという、そういう方向性なのか、それとも待機をしている状況によっては家庭介護でも十分フォローできるという人も、施設を希望しているという現実も中にはあると思うのです。そういった現状の待機者の把握というのはどういう状況なのですか。

福祉部副参事（介護・支援担当） 県がやった調査につきまして、今すぐ入所したいという方が今のところ384人ということでございます。その中で、要介護度が重度の方、介護度が5とか4とかありますが、介護度の5の人が94人ということで、こういう方々が優先的に入ってくるのではないかと思います。全体では五百何人ということでございましたが、そういう形で入所したいのは1年先でもいいというような方もおられますので、すぐ入所したいという方が384人ということで、よろしいでしょうか。

堤委員 そういった施設で介護しなければいけないという状況の人がそれだけいるということですから、それに新たに220床ふやしても164人は入所できないという状況ですよ。ですから、例えば介護保険の考え方は在宅介護をねらいとして制度化されたものですから、それでも現場はなかなか国の考えているような現実ではないと。施設で介護しなければならない人が圧倒的に多いという現実からすれば、当然市の考え方としてもこれからは施設をふやしていかない限りはそういった人を要するに吸収できないということですよ。そうしますと、今後も施設の整備は待ったなしという考え方でいいのですか。

高齢者福祉課長 施設の整備につきましては、確かに今お話を申し上げたとおり、今回2つの施設、220床ということで予定はさせていただいていますが、特に特別養護老人ホームにつきましては、これは埼玉県の計画がございまして、西部地区の広域で施設をつくるという県の計画がございまして。当然のことながら、入間市にお住まいの方でも例えば狭山市とか所沢の施設に入所するというのも十分ございまして、特に県のほうは西部地区のこの地区は特養が非常に不足しているということで考えておまして、今回の計画でもその整備の促進をしたいというふうにお話がございました。そういうものから、先ほどの待機者のもちろんすべてが解消するわけではございませんけれども、入間市の今回の整備にプラスして他の市の特養に入れる方も多分あると思います。ただ、それと入間市におきまして平成18年から平成20年、

ちょうど第3期目の改定のときにやはり18.8パーセントの大幅な引き上げをさせていただいておりますけれども、その際にもやはり特別養護老人ホーム等の施設整備も行った経緯がございます。そういう意味で、これは保険料に必ず反映してしまうこととなりますので、その辺を本当に慎重に考えながら計画的な施設整備が必要だというふうに考えておりますので、ここで整備をさせていただいた後にその状況をよく勘案しまして次期の計画を検討していきたいというふうに思っております。

堤委員 現状としては、要するに待機者をゼロにすることはできないという、そういうことですね。

高齢者福祉課長 完全にゼロということはもちろん無理かなということでございますので、先ほどお話があったとおり在宅サービスの充実も含めて検討をして、困るような世帯がないように十分そちらのほうも配慮していきたいというふうに思っております。

堤委員 例えば他市でも当然施設入所を希望していてもなかなかかなわないという現実があると思うのですが、それらの状況と比較して入間市の待機者の状況というのはどういう状況なのでしょうか。

福祉部副参事（介護・支援担当） これも県のやった調査なのですが、今先ほどお話しした数字とちょっと違いますので、了承いただきたいのですが、入間市が423人のところ狭山市が452人、飯能市が203人、所沢市が1,054人となっております。

堤委員 数字は、そういうことなのでしょうけれども、要するに施設は希望しているけれども、何とか家庭介護の制度がうまく充実していけば家庭でもいいですよというのは中にはいると思うのです。施設を希望しているからとすべてが同じような環境とは言い切れないと思うのです。介護制度の方向性としては、家庭介護に十分焦点を置いた制度ですから、当然家庭介護が充実していけば施設の整備というのもそれだけ抑制されていくし、その分保険料にはね返る部分も少ないという、そういう安定的な制度運用が可能だと思うのですが、そういった意味で入間市の待機者の振り分けというのですか、どうしてもこの人は家庭環境とかいろいろの諸条件から施設で介護しなければいけないという人も、それが384人いるということなのでしょうけれども、そういったきめ細かい現状把握をして、なるべく家庭介護の充実に努力するというのが、これは現場の一つの考え方だと思うのですが、施設を整備してもまだ164人緊急的に入所を希望している人が救えないという現状からすると、やっぱりバランスが悪いです。運よく施設に入れた人はいいけれども、私のところは入れなかったと、そういう状況が生まれてくるわけですから、制度に対する不信も恐らく増幅されるのではないかなという感じがしますけれども、それらの220床を新たにふやして入所できる人と入所できない人とのフォローというのはどういうふうに考えていますか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今お話があったとおり、フォローという形については、希望する方、特に多いのは地域包

括支援センターにご相談が多いわけでございますけれども、その中で今その方が必要と、在宅でできる介護サービス、そういうものも適切に指導をしておりますし、またいろいろな意味で相談に乗っております。そういうことから、確かに入所の希望者はこの数字に上っておりますけれども、それによって緊急的なことが起こった場合には、今施設間で緊急ショートという形で対応する制度も持ち合わせておりますから、そういうものでも対応はできますし、またそういう意味で努力をさせていただいていることから、苦情といったものはほとんどゼロに近い数字でございます、そういうことを考えますと確かにお待ちいただいておりますので、施設整備を計画的に進めながら、また在宅でできるものをぜひ活用させていただきながらお待ちいただくという形で今後も努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

そして、やはり県の調査の関係で入間市の、これは参考までに申し上げますが、在宅でお待ちの方の種類なのですが、要介護度1の方が24名、それから要介護度2の方が22名、同じく3の方が44名、4の方が30名、5の方が21名、合わせて141名の待機者がいらっしゃるということで、それから医療機関等にかかっている方が、介護度別には申し上げないですけれども、数としますと医療機関等にかかっている方が69名、それから介護療養型の医療施設に入っている方が8名、それから介護老人保健施設のほうにかかっている方が142名、それからグループホームにかかっている方が16名、それから有料老人ホームが3名、その他が44名ということで、先ほど申し上げた423名の方の現状ということで申し上げたいと思います。

以上でございます。

堤委員 県の調査の数字と入間市が把握している581人という待機をしている数字が合わないけれども、それはどういうことなのでしょう。

委員長 済みません。先ほど宮臣副参事は384人で介護度94人とおっしゃったのです。今在宅の方、介護度5は21人ということで、ちょっと今おっしゃっているのが何年度でどこの数字を言っているのが全くわからないのですけれども、ちょっとその辺ははっきりして答弁いただきたいのですけれども。

高齢者福祉課長 済みません。先ほど副参事からも申し上げた数字につきましては、平成23年7月1日の県の調査でございます、先ほど申し上げた423名、副参事のほうから申し上げた数字なのですけれども、こちらのほうは今すぐ入所したいという方が384名でございます……

委員長 ことしのですか。ことしの。平成24年……

高齢者福祉課長 これ去年のです。平成23年7月1日なので。

委員長 今2月とおっしゃったのは。

高齢者福祉課長 今のこの数字は、去年の7月1日の県の調査の結果です。

委員長 先ほどおっしゃったのは2月とおっしゃったのですけれども、ことしの2月ということで

すか。

高齢者福祉課長 私に423人と言う数字ですか。

委員長 はい。

高齢者福祉課長 いや、それは今の県の数字と同じです。ですから、それを今申し上げるのですが、先ほど384名というお話をしましたけれども、これは今すぐ入所したい方が384名、1年以内に入所したい方が16名、1年先でもいいという形で入所したいという方が5名、それから入所の希望時、時期は特にありませんという方が18名、合わせると423名になります。ちょっとこの部分が説明がなかったので、数字的におかしくなってしまったかなというふうに思っております。

数字につきましては以上でございます。

堤委員 そうではなくて、一番最初に今現在入間市で待機している人は何人ですかと聞いたときに581人という数字を出しましたよね。

高齢者福祉課長 581名というのは入間市が把握した数字で、先ほど申し上げたのは県が把握した数字なので、時期も10月と7月で違いますし、そういう意味で数字が違っております。

堤委員 時期的には半年のずれですよ。半年のずれでこんなに数字が変わってしまうものですか。

高齢者福祉課長 詳しくは聞いておりませんが、他の施設と重複して希望している方のカウントの仕方とか、そういうことによって数字がこれだけ違うというふうに考えておまして、入間市の調査につきましては基本的にはダブっていない方を計上しております。ですから、ちょっと県のほうの数字が逆に少ないので、その辺がちょっとはっきりしたことは申し上げられませんが、そういう部分も含めて何らかの理由はもちろんあるかと思っておりますけれども、数字が違うということは、大変申しわけないのですが、今の段階ではちょっとお答えできません。

以上です。

堤委員 一つの事業を通じて議論する中で、数字の違うというのはいろいろな背景があるのでしょうけれども、その背景がしっかり理解できなくて、同じ土俵で数字を扱うということはちょっと誤解を招くことがあるのです。県が把握しているのは少ない数字だけれども、これはこういう理由があってこういう数字が出ているのですよということが把握できなければ、入間市の実態調査の581人の現状との比較というのは無理がありますよね。

高齢者福祉課長 今お話があったことはよく理解できております。ただ、入間市の数字につきましては、9つの地域包括支援センターを主に集計をさせていただいている関係から、私どもの考え方ですけれども、実態に近い数字なのかなというふうに思っておりますので、今後数字が違うということはよく県のほうにも確認をさせていただきたいと思っておりますので、申しわけないのですが、ご理解いただきたいと思います。

堤委員 平成24年は、6年に1度医療報酬と介護報酬が同時に改定される時期です。その一つの国の考え方としては、在宅介護に係る報酬については手厚く改正しようという、そういう方向性ですから、むしろ施設整備よりも在宅介護を充実をさせていこうという考え方でしょうか、そういった考え方からすれば、現場の考え方もやっぱり在宅介護にウエートを置く施策というのが当然必要になってくると思うのですけれども、例えば今話があった定期巡回訪問介護、24時間ケアしていくという、こういった事業者を養成していかない限りは在宅介護の充実にもなりませんし、またどうしても施設でなければならないということではなくて、在宅介護の制度を充実させていけばある程度家族の負担も少なくなるので、そちらにウエートを置いた考え方にもなるという現在の待機者の現状もあると思うのです。何が何でも施設でないと介護できないという状況の人ばかりではないでしょうから。そういった待機者を解消していくためにも両面からの推進というのは重要だと思うのですけれども、制度の趣旨からすれば在宅介護にウエートを置いた政策の充実ということが今後重点的に行われていかなければ、待機者をゼロにしていくということは現実に不可能ですから。そういった意味で、今後の定期巡回介護の事業者の育成ということについてはどういう考え方なのでしょう。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今お話がありました、また私のほうも先ほどお話ししました24時間定期巡回の随時対応サービスという形になろうかと思っておりますけれども、これは今回の改正で新しく導入された制度ということでございます。そういう観点から、私どもも先ほど申し上げました計画では、平成26年に1カ所整備したいというふうに考えておりますので、これにつきましては手を挙げていただくという事業所が出てこないのももちろんできないわけですが、夜間対応型というものが現在でもございますけれども、それにつきましても広域で対応しないと採算が合わないということがありまして、なかなかできなかった経過がございます。そういう例も含めて、ここでできた制度なので、十分その辺を中身をよく熟知をさせていただいて、計画どおり平成26年度には、1カ所予定させていただいておりますけれども、導入ができるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

堤委員 平成26年度に1カ所そういった24時間の対応の施設を育成していくということなのですが、それでどの程度の事業効果が生まれるのか。例えば将来的にそういった事業者を市としては育成していかなければいけないという、そういう目標も必要だと思うのです。ただ事業者任せで、名乗りを上げてもらえばそれで対応していくという受け身ではなくて、戦略的に市としてこういう家庭介護に対する施策の充実という方向性を持って、例えば極端な言い方をすれば単年度で1つずつ施設をふやしていくとか、そういう計画性を持って対応していかない限り、また3年ごとの見直しで大幅な保険料の負担増ということも当然考えられる

話でありますので、そういった市としての方向性というものはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

先ほどもちょっと若干触れましたけれども、この新しい制度につきましては、やはりその効果はかなり期待はもちろんできると思います。ただ、現実的にはまだこの自治体でもやっていないということがございますので、よくその辺を検証して、私どもも計画的にはこれは早く導入したほうがいい、またはもうちょっと検討したほうがいいというのも中で十分検討させていただいて、審議会のほうにご提案させていただいて、計画的に平成26年度に1カ所設置しようという結論に最終的には至りましたので、十分中身を、また実績、効果等をよく検証してみたいと思います。それによって、確かにこれが機能すれば非常にいい制度だと考えておりますので、地域密着型のサービスになるわけですから、それができれば当然のごとく給付金も伸びますし、そういうものも含めて全体のことを考えながら、また計画的に新しく加わったサービスについてよく検証、また他市の状況等もよく勘案させていただいて、よりよい方向で検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

堤委員 一番やっぱり制度の運用の中で大事なことは、当然保険料を払う側からすれば、負担がふえるのだからサービスもふえていいのではないかという、そういう考え方は基本的にあると思うのです。例えば一つの例は、施設に入所したいと、希望していてもなかなかかなわないと、だけれども保険料だけは確実に上がっていきますということになると、自分にとって保険制度は何なのだということになりますよね。その辺の現場現場での制度に対する不満も当然料金改定のときには起こるわけでありますから、その辺に十分配慮した形での施策の充実ということが必要になってくると思うのです。また、そういったことも、施設をつくれればその分だけ保険料に負担が返ってきますということを十分PRすることも大事だと思うのです。そういった総合的な政策を進めてもらいたいというふうに要望しておきます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

安道委員 議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

介護保険がスタートして11年、自公政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービスの切り捨てなどの改悪が繰り返されてきました。介護費用の1割という高過ぎる利用料負担のため、支援限度額の6割程度しかサービスが使われないなど、保険あって介護なしの問題

も指摘されています。このような給付抑制にもかかわらず、介護保険料は制度開始から段階的に値上げされてきており、保険料負担が重過ぎる、保険料が高くて払えないなどの声が相次いでいます。野田民主党政権が打ち出している社会保障と税の一体改革は、介護の分野でも効率化、重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出しています。軽度者からの介護の取り上げや負担増を強いる一方、在宅強化の名のもと、コストのかかる施設、医療機関の利用抑制を強める方針です。

このような国の方針のもとで第5期介護保険事業計画が策定され、今回の保険料改定が示されました。今回の改正により、保険料基準額が現在の月額3,561円から4月には4,224円に、月額663円、18.3パーセントもの大幅値上げを行うというものです。高齢者福祉審議会の中でも、これだけの値上げとなると市民の理解を得るのは難しい、年金が減っている中でどうしてこれだけの値上げになるのかなどの発言も出ております。景気低迷の中、高齢者の方々の生活は厳しくなるばかりです。年金の受け取り額が引き下げられる中、保険料は引き上げられていくわけですから、たまりません。75歳以上の方々は、後期高齢者医療保険料も引き上げられることになり、二重の負担増。しかも、保険料は年金からの天引きです。生活費は少なくなるばかりで、先行きが不安との声も多く聞かれています。保険料を納めたくても納められない厳しい生活状況の方々の救済策が必要です。入間市では、保険料の減免措置はあるものの、制度の活用は平成22年11件、平成23年12件と、ほとんど活用されていません。暮らしに困っている人が利用しやすい保険料の軽減策を早急に示すべきです。

さらなる年金の引き下げが見込まれる中での保険料の引き上げは、高齢者の方々の暮らしを壊しかねません。今回県の財政安定基金、市の介護給付準備基金を取り崩したとのことですが、残されている基金を全額投入してできる限り値上げ額を抑えるべきです。保険料段階を8段階から9段階にして負担軽減に配慮しているものの、十分とは言えません。

以上で議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例の反対討論とします。

委員長 次に賛成の方。

宮岡幸江委員 議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例について、保守系クラブを代表して賛成討論を行います。

介護保険の保険料は、介護保険事業計画で3年に1度の見直しを行うことになっています。当市の介護保険料基準額は、第1期、平成12年度から平成14年度が2,760円、第2期、平成15年度から平成17年度が2,998円、第3期、平成18年度から平成20年度、そして第4期、平成20年度から平成23年度が3,561円といった状況で推移しており、高齢化が進み、介護サービス利用の増加や施設整備の影響で保険料も上昇しているのが現状であります。

こうした中で、第5期介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度の3年間に基づき、入間市高齢者福祉審議会の審議、答申を受け、介護保険料の基準額を現在の月額3,561円か

ら4,224円に引き上げる改定案が示されたものであります。引き上げの理由は、今後ますます高齢者が増加し、介護認定者もふえる中、これに伴う介護サービスの利用が増加、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図るための施設整備、65歳以上の1号被保険者の保険料の負担割合の変更、20パーセントから21パーセントに、介護報酬改定、プラス1.2パーセントなどであり、県の財政安定化基金及び市の介護給付費準備基金の取り崩しを行い、保険料の上昇を抑制した結果の基準額となっております。また、保険料の段階については見直しが行われ、負担能力により近づけるものとして収入額が一定以下の方の負担軽減を図るため、新たな特定措置を設けるとともに、保険料段階を現行の8段階9区分から9段階11区分に変更し、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな段階設定となっており、一定の評価をするものです。

以上のことから、今回の改正については給付と負担のバランスを考慮し、持続可能な介護保険財政の確保と運営をしていくために必要かつ妥当なものであり、やむを得ないものと考えます。今後は、市民に対して改正の趣旨を十分説明するとともに、介護サービスの充実に努められるよう要望し、賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第10号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

健康管理課長 健康管理課所管の予算概要についてご説明いたします。なお、平成24年度から所管する乳幼児予防接種事業及び子宮頸がん等ワクチン接種事業の予算説明につきましては、現所管である親子支援課となります。また、検診機器整備事業、健康診断事業などの検診関連の事務につきましては健康福祉課の所管となりますので、ご承知おきください。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。予算説明書18、19ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、説明欄中段の健康診断料3,271万8,000円につきましては、人間ドック、市民健康診断等の受診料です。

続きまして、予算説明書22、23ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄中段の疾病予防対策事業費等補助金1,218万7,000円につきましては、国が行うがん検診推進事業として実施する節目年齢対象者の乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診にかかわる経費に対する補助金で、検診費用と事務経費の2分の1が補助されるものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。予算説明書90、91ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費のうち、説明欄下段の大事業、健康管理機器整備事業5,747万3,000円につきましては、健康福祉センター内で実施する検診に使用する医療機器検診システムにかかわる借上料、保守委託料等となっております。前年度当初予算と比較しますと616万1,000円の増額となっておりますが、これは平成22年度に入れかえた医療機器の無償保証期間が終了したこと、また平成23年度途中に入れかえた医療機器の借り上げ期間が1年間となったことにより増加となったものです。

続きまして、92、93ページをお開きください。目6予防費のうち、説明欄中段の大事業、生活習慣病対策事業のうち、中事業、健康診断事業2億2,621万円につきましては、健康福祉センター、市内指定医療機関で行っている各種がん検診等の実施に伴う委託料及びこれにかかわる経費となっております。前年度当初予算額と比較しますと1,234万8,000円の増額となっておりますが、これは各種検診の過去の受診者数、また平成23年度の受診状況等を踏まえ、受診者数の増加を見込んだことによるものです。同じく説明欄中段の大事業、予防事業のうち、中事業、高齢者予防接種事業5,979万7,000円につきましては、高齢者のインフルエンザの感染防止を図るためのインフルエンザ予防接種及び高齢者の肺炎の主な原因の一つで

ある肺炎球菌への感染防止を図るための肺炎球菌予防接種を実施するための経費となっております。

以上が健康管理課が所管をする予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

親子支援課長 続きまして、親子支援課所管の予算につきまして、主要な項目や変更のあったものについてご説明申し上げます。

なお、ただいま健康管理課長から説明がありましたとおり、事業のうち予防接種事業に関するものは平成24年度から健康管理課の所管となります。

それでは、初めに歳入についてご説明申し上げます。予算説明書26、27ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち、説明欄下段、妊婦健康診査支援基金補助金2,788万9,000円につきましては、妊婦健康診査14回分の公費負担のうち9回分に対する県補助金で、2分の1が補助されるものでございます。

同じく説明欄、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金6,710万4,000円につきましては、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の公費助成に対する補助金で、国の基準額に延べ接種回数に乗じた額の9割に対して2分の1が補助されるものでございます。

なお、いずれの補助金も国の臨時特例交付金を県が受け入れ、基金、補助金として各市町村に交付されるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書の92、93ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目6予防費6億4,413万7,000円のうち、親子支援課所管のものについてご説明いたします。

説明欄中段、大事業、予防事業のうち、中事業、乳幼児予防接種事業2億271万9,000円は、予防接種法に基づく各種予防接種の実施に伴う委託料が主なものでございます。なお、前年度対比で1,755万2,000円の増額となっておりますが、これは主に日本脳炎予防接種につきまして、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方を特例対象者として20歳未満まで接種できるものとなりましたので、その対応を図るための経費などにより増額となったものでございます。

次に、同じく中事業、子宮頸がん等ワクチン接種事業1億4,947万6,000円は、国の交付金制度を活用し、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種について、全額公費助成をするための経費で、前年度対比で167万7,000円の増額となっております。これは、今年度の実績を踏まえ、主にヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの予算を増額したものでございます。

次に、目7母子保健費1億3,100万2,000円につきましては、母子保健法に基づく母子の健康増進を図るための健康指導や妊婦、乳幼児の健康診査を実施するための経費でございます。

説明欄下段、大事業、妊婦・乳幼児健診事業1億1,348万3,000円のうち、中事業、妊婦健診事業9,902万8,000円は、妊婦健康診査14回分の経費となります。なお、前年度対比で1,042万3,000円の減額は、平成21年度から事業が開始され、毎年新たに検査項目の追加や助成額の単価見直しがあったことから増額をしてまいりました。平成24年度は、平成23年度と同様の内容で実施することが県内市町村統一して決定いたしましたので、平成23年度の実績を精査し、減額としたものでございます。

次に、次ページの94、95ページをお開きください。目8健康福祉費3,256万1,000円のうち、説明欄中段、大事業、発達支援事業490万6,000円は元気キッズ関連経費で、おおむね前年度のとおりとなっております。

以上で親子支援課所管の予算について説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長 平成24年度の健康福祉課は、組織の見直しに伴いまして健康管理課より検診関連事務、保険年金課より国民健康保険関連の特定健康診査及び特定保健指導等の事務、高齢者福祉課より後期高齢者医療制度における検診事務等の移管が行われます。これらの予算の説明につきましては、現担当課となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、健康福祉課所管の予算についてご説明いたします。

歳入から申し上げます。予算説明書の18から19ページをお開きいただきたいと思っております。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、説明欄、健康福祉センタートレーニング室使用料1,500万円につきましては、トレーニング室の個人利用に伴う使用料であります。トレーニング室利用者は、65歳以上の方が大幅に増加しております。週平均収入額を前年度と同額の30万円と見込み、50週分、1,500万円を予算計上いたしました。

続きまして、予算説明書の26から27ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち、説明欄、地域自殺対策緊急強化交付金44万円につきましては、自殺者が平成10年から14年連続で3万人を超える中、地域における自殺対策を強化するため、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的に交付されるものです。補助率は、10分の10となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。予算説明書の94、95ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目8健康福祉費3,256万1,000円のうち、健康福祉課所管の予算は、説明欄中、大事業、健康づくり推進事業2,399万6,000円、大事業、地域福祉推進事業365万9,000円の計2,765万5,000円となっております。

健康推進事業2,399万6,000円につきましては、トレーニング室関連経費が92.03パーセン

ト、約2,208万3,000円と大部分を占めております。そのほか健康教室、健康づくり事業、健康づくりネットワーク関連事業が7.97パーセントとなっております。また、健康づくりネットワーク構築事業につきましては、5地区目として藤沢地区での健康づくり活動の核となる人材を発掘、養成するため、健康づくりマネジャー養成講座を計画しております。

地域福祉推進事業のうち、中事業、障害者・高齢者自立支援事業338万3,000円につきましては、専門医によるこころの健康相談等相談事業の実施に伴う作業等賃金、報償費、ボランティア団体及び当事者団体等の活動を支援するための朗読録音システム機器及び点訳機の借上料、また歳入における地域自殺対策緊急強化交付金に対応し、その事業として9月の自殺予防週間での街頭キャンペーン、自殺防止講演会、講座の開催、FM広告放送の実施経費を計上しております。

以上で健康福祉課所管の概要説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は、歳出に関連して質疑を願います。

まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 目6の予防費です。説明書でいきますと、92ページから93ページに相当します。先ほどご説明もありましたけれども、大事業、予防事業の中の中事業、子宮頸がん等ワクチン接種事業ですけれども、これはなぜ子宮頸がん等ワクチンというふうなくくり方をするのかなのです。これは、歳入のほうを見ましても、説明書の26ページから27ページで県からの保健衛生費補助金で、一番下の大事業で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金となっております。ですから、これはそういう枠組みで特例交付金をもらっているわけですから、そういう枠組みにせざるを得ないのでしょうかけれども、先ほど説明の中で子宮頸がん以外にもヒブとか小児の肺炎球菌ですか、そういったワクチンもありながら、なぜそういうのを区別しないで一括するのでしょうか。

親子支援課長 この子宮頸がん等の中に、今おっしゃられたとおり子宮頸がん予防ワクチンとヒブワクチン、小児肺炎球菌のワクチン、3種類についての事業ということで、これは国の名称が子宮頸がん等ということになっていきますので、補助金等ももらっておる関係上、この名前を使わせていただいているところでございます。市民に対しましては、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンについての個別の説明書をつくって対応はさせていただいております。

安道委員 同じ項目のところですけども、子宮頸がん等ワクチン接種というふうなことで、国のほうでは移行措置というふうな形で、年齢、中学校から高校に移行するところについてはきちんと補助を継続しますというふうなことでつけられたと思います。市のほうでも学校と連携をしてよく周知をするというふうなことで、比較的活用されたというふうなことがあったか

と思いますけれども、ヒブと小児肺炎球菌ワクチンはスタート時にちょっといろいろありました、問題も生じたというのか。その後どういうふうはこの接種事業については利用されて活用されたのか。あと、今後の見通しはどうなっているのかお聞きします。

親子支援課長 ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、当初の予算の見込みよりも非常に多くの方に接種をしていただいております。これは、総括で申し上げているかどうかあれですけども、1月末現在でヒブは76.2パーセントの12カ月未満の方については接種率があります。小児肺炎球菌ワクチンも73.9パーセントという接種率で高い接種率になっておりまして、来年度の予算につきましてもこういった状況を精査して増額ということで対応しています。特にテレビCMとかもやっている関係上、やはり多くの市民の方に関心があるのかなと考えております。

宮岡幸江委員 私は、いただいた参考資料のほうから何点かお聞きしたいのですが、参考資料の16ページの健康福祉センター費の中で、福祉センター直行バス運行費の1,400万円の件なのですが、こちらのほうの乗車人数というか、そういう推移というか、そういうものは調べているのでしょうか。

健康管理課長 乗車人数ということですが、平成22年度の利用者が7万892人、それから平成23年度につきましては前年並みか若干増加をしているという形で把握をしております。

宮岡幸江委員 そうしますと、これ普通有料で170円という区間ですか、その間は無料の方も結構いらっしゃると思うのです。バスを利用している方、その方たちは何パーセントぐらいいらっしゃるのですか。

健康管理課長 現在無料バスのほうが1万3,700枚という形で出ております。それから、バスの利用者は平成22年度の利用者で申し上げますと、4万3,806人という人数になっております。

宮岡幸江委員 約半分の方がバスの方という形になるのでしょうか。大体毎年そんなような形で運行されていますか。

健康管理課長 平成23年度の詳しい数字はまだ集計最中なのですが、平成21年度、平成22年度を見ますとほぼ同じぐらいの割合になっております。

宮岡幸江委員 次に、同じ参考資料の17ページの健康福祉センター費の大事業、夜間診療管理運営事業なのですが、こちらのほうで平成21年度から入間、狭山、両方の共同で1週間を通してということが始まっているわけですが、この間の市民の意識の変化とか利用の変化というか、ふえたか減ったか、そこら辺わかりましたら教えてください。

健康管理課長 平成21年度は、インフルエンザが流行したということで、大体3,200人ほど利用がありました。平成22年度は約2,500人、それから23年度大体見込みが2,400人ぐらいという形で見込んでおります。年々市民にも夜間診療所の開設についてご理解をいただき、必要なときに必要な医療が提供できていると思っております。

委員長 これは、健康福祉センターの、こちらのということで今の数字はよろしいのですか。

健康管理課長 入間市のという。済みません。

宮岡幸江委員 両方で、両市を使って、入間市と狭山市両方使って毎日、1週間通してということで市民の方たちにとってはとてもよかったかなと思うのですが、この両方でやっていることに關してのお互いの市と市での何か連絡会というか情報交換みたいなことは、やったことで始まったとか始まらないとか、そういった点はどのようなのでしょうか。ただ利用が1週間通したということだけで終わっているのか。

健康管理課長 現在のところ、特に夜間診療所事業運営状況について狭山市とのそういうお話し合いはしておりませんが、小児救急等の夜間2次救急のときに顔を合わせる場合がありますので、そのときにはちょっとした話題程度でお話をすることはありますが、正式な会議は開催をしておりません。

宮岡幸江委員 そうしますと、利用者にとっての夜間、平日とか土日でもまた違うかもしれないのですが、待つというか待たされるというか、特にインフルエンザ等がはやるとニーズが違ってくるとは思いますけれども、そんなことの変化というか、そういう点はいかがなのですか。

健康管理課長 今平成23年度の状況でインフルエンザは1月の下旬から結構大流行という形で、大体土日の利用が平日に比べて倍以上あるという形で多くなっております。それにつきまして、10時半を超えて診療することも今のところあります、何日か。そういった形で必要な医療を提供しているものと考えております。

宮岡幸江委員 わかりました。

次に、18ページの健康福祉費についてなのですが、健康づくり推進費、大中小事業の健康づくり推進事業の健康づくりネットワーク構築を継続しとありますけれども、これ平成19年度には宮寺、二本木から始まったと思うのですけれども、その後展開された地区というのは今どのようになっているのか。

健康福祉課長 おっしゃられるとおり、平成19年3月に健康づくりネットワーク構築事業計画というのを策定いたしまして、最初モデル地区として宮寺・二本木地区を平成19年度で組織できまして、ただちょっと弱かったものですから、平成20年度も続けてやりました。平成21年度については東金子地区、平成22年度につきましては西武地区、今年度につきましては金子地区で実施しております。

宮岡幸江委員 そして、この今回新たな地区というのが書かれていると思うのですけれども、説明書のほうに、においても事業展開を図ってまいりますということなのですが、新たな地区というのはどこを考えていただけるのでしょうか。

健康福祉課長 先ほどちょっと概要説明のところでも申し上げたのですけれども、平成24年度につき

ましては藤沢地区を予定しております。

宮岡幸江委員 今度は、予算説明書のほうの94から95ページの目8健康福祉費の発達支援事業のほうの元気キッズのことについて伺いたいのですけれども、490万円ということは、これ事業費であって、ここの職員という人たちはここには入っていないということですよね。

親子支援課長 この予算の中には職員の人件費は入ってございません。これは、健康管理課のほうで持っていただきます。

宮岡幸江委員 そうすると、専属でやっているわけですよね。専属でやっている方たちの元気キッズに関しての人数を教えてくださいませんか。

親子支援課長 今職員が12名おります。内訳として事務職が2名、正職員の保育士が5名、それから嘱託の保育士が5名という内訳になっております。

宮岡幸江委員 毎日同じ人数の子供たちではないと思うのですけれども、その中で運営していくのに理学療法士さんとか、そういうふうな方たちの補助もいただいているわけですよね。援助というのかしら、お仕事の上で。そこら辺の方たちはどういうふうになっていますか。

親子支援課長 ここでの発達支援事業の490万6,000円の予算で言語聴覚士さん1名、臨床心理士さん2名、理学療法士さん1名、作業療法士さん1名、そういった形をお願いをしております。また、活動補助員として人数の多いときなどにパート賃金ということで保育士さんを、今2名おるのですけれども、お願いしたりしております。そういった形でこの予算で計上させていただいています。

宮岡幸江委員 ということは、発達支援事業の490万何がしはその方たちの報酬というか、時間休というか、手当というか、そういう形ですべて使っているということよろしいのですか。

親子支援課長 ほとんどはそういうことです。それ以外に需用費、消耗品等、それから研修費、そういったものでなっております。

宮岡幸江委員 ちなみに、療法士さんたちそれぞれにキャリアで違うのでしょうか。時給というのですか、それはどのくらいでお願いしているのですか。

親子支援課長 臨床心理士さん等は1日3万4,000円をお願いしております。

宮岡幸江委員 ほかの方たちは。

親子支援課長 全員そういう金額になっております。

堤委員 予防費の中で生活習慣病対策事業なのですけれども、この受診動向というのはここ数年どういう状況なのでしょう。

健康管理課長 センターと、センターで行う集団検診と、それから市内の医療機関で行う個別検診というのがあるのですが、センターで行う集団検診につきましては、ある程度の受診枠はあるのですが、年々増加をしております。また、市内の医療機関で行っている個別集団につきましても、受診者数は増減がありますけれども、おおむね受診者数が多くなっているのが現状

でございます。

堤委員 受診率というのはどのくらいなのですか。

健康管理課長 受診率といいますと、例えば各種がん検診の受診率だとか健康診断の受診者数だとかという形で個々違ってくるかと思うのですが、どのような数字をお答えしていいのかという形で。

堤委員 特にがん検診は今年度1,234万8,000円の増額を見込んでいますよね。

健康管理課長 がん検診の関係につきましては、平成23年度は9,151人を見込んで予算を計上しまして、平成24年度は9,871人、それから乳がん検診については4,577人、子宮がん検診につきましては8,867人、大腸がんにつきましては6,713人、胃がん検診については3,024人という形で、肺がん、子宮頸がんにつきましてはともに前年度に対しまして700人増、それから大腸がんにつきましては250人増、乳がんについては133人増という形で予算計上しております。

堤委員 過去の受診から、例えば発見率というのはどのくらいになるのでしょうか。

健康管理課長 平成22年度の数値でお答えをさせていただきたいと思います。

胃がんについては、要請密検査の割合が2.8パーセント、肺がんについては3パーセント、乳がん検診につきましては10.5パーセント、子宮がん検診につきましては2.2パーセント、大腸がん検診につきましては6.3パーセントの方が要請密検査という形で診断をされております。

堤委員 それぞれ部位によって発見率が違いますけれども、その後治療まで移行したケースというのはどのくらいですかね。

健康管理課長 入間市では、3カ月間精密検査結果連絡票により精密検査の受診が把握できない者に対しまして受診勧奨を行っております。精密検査の受診が確認できなかった447名については特に大きな受診指導は行っておりませんが、連絡票が来ないということで、他の医療機関で受診をしているものと把握をしております。

堤委員 そうではなくて、要するにそれぞれ数パーセントの発見率ですよ、精密検査の必要性があって。その後精密検査をした結果、特に異常は認められないと、治療までいかないという人も中にはいると思うのですけれども、治療まで発展していったケースというのはどのくらいあるのですか。

健康管理課長 済みませんでした。胃がん検診につきましては5名、肺がん検診につきましても5名、それから乳がん検診につきましては9名、子宮がん検診につきましては2名、大腸がん検診につきましては7名ということで、合計28名の方となっております。

堤委員 それぞれ部位によって特徴があると思うのですけれども、例えばある一定の年齢を超したケース、例えば若くても発見されるケースもあるでしょうし、その辺の動向というのはどういふことが言えますかね。

健康管理課長 特にそこまでの追跡調査等把握はしておりません。

堤委員 追跡調査ということではなくて、要するにデータがあるわけでしょう。例えば一番発見率の高いのが乳がんの場合、10.5パーセントということですから、受診に対して。そのうちの9名が治療が必要だという、そういうことですよね。

健康管理課長 一般的なものについては、ある程度あると思うのですが、制度管理上は年齢別に判定をしておりませんので、把握はしていないというのが現状でございます。

堤委員 要するに治療まで必要だというのが結果としてあるわけですから、その例えば年齢構成がある一定の年齢に集中しているということであれば、その直前の人たちには十分受診するような促しのための事業化というのは必要になってきますよね。これが年齢がばらけていて、若くても乳がんの発見率があるとか、年代がずっと開いていけばそれだけ市民に訴えるのも難しいと思うのですけれども、ある一定の年齢層に集中していれば、その直前に予防のための啓発事業というのにもつながっていきますし、受診を促す一つの手だてというのも事業化として展開できると思うのです。貴重なこれはデータですから、そういった検診データをもとに次の手を打っていくというための参考資料にすべきなのではないでしょうか。

健康管理課長 現状では、制度管理の中ではそういったデータは把握しておりません。一般的ながんの発症する年齢、例えば子宮頸がんにつきましては20歳からの受診というような形で、一般的な発症率が高い年代という、がんの発症の年代というはあるかと思えます。子宮については20歳代、それから乳がん等につきましては40歳からというような形で、がん検診のほうもそういった年代から検診が行われていることを考えますと、その辺の部分を集散的にやるべきだと考えております。

堤委員 一般論としてはそうでしょうけれども、現実論からすればそれは地域によっていろいろ数字のばらつきはあると思うのです。生活習慣ですから。入間市と、例えば隣の所沢市と比較した場合に、地域によってどの程度生活習慣が違うのという、それは一概に特定できる場合もあるし、特定できない場合もあるでしょうから。そうなると、一般論として考え方を取り入れなければいけないということですが、特に入間市として特徴的な生活習慣があれば、その実態を把握することによって入間市に合った事業化ということに対する一つのデータにもなると思うのです。そんなに大きな数字ではないので、労力を必要とするようなものではないと思うのですけれども。

健康管理課長 疾病等につきましては、個人情報という部分がございますので、その方を要精検から要治療までを確実に把握するということが非常に難しい形となっておりますので。確かに委員さんがおっしゃるように、入間市の特徴だとか近隣の特徴とかというのは多分調べていけばあるのかと思いますが、個人情報の部分で難しい部分があるということでご了解をいただきたいと思えます。

堤委員 個人情報取り扱いについては、確かに難しい部分があるかも知れませんが、実際にそれを例えば公表するとか、そういうことではないわけですから。だから、個人情報保護法に抵触するとは思えませんけれども。

健康管理課長 ご本人様の同意を得てというような形にもなろうかと思えます。その辺でご理解をいただきたいと思えます。

堤委員 市がデータを持っているわけでしょう。

健康管理課長 市がすべてのデータを持っているわけではなくて、入間市で受診をされて、再検査をするのが入間市ではない場合もありますので、すべてのデータを把握して、その方の追跡調査というのは本人の意向とかもありますので、まして要精検という形で細かいことについては知られたくない部分があるかと思っております。そういった形で追跡は非常に難しいということでご理解いただきたいと思えます。

堤委員 そうことを言っているのではないのです。例えば発見された年代というのはデータでわかるわけですよね、何歳の人かというのは。

委員長 暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 0時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

健康福祉センター所長 ご質疑なのですけれども、基本的のがん検診というのはがんの早期発見という目的がありまして、例えば子宮頸がん検診については20歳から、それはがんの罹患率が高くなるということで年齢が決められています。その中で、市としては受診率を向上させるという目的の中で、つまり多くの人にがんを発見していただけるということで、そういう形で検診は結果を送るまでやらせていただいています。そのほかに精密検査になった方については、2次検査って医療機関で受けていただくのですけれども、そこで受けていただかないと意味がないので、そういった形で市のほうに受けたか受けないかという、それでその制度管理事業そのものは県の事業でして、その中に年齢別とかというものは入っていませんので、その辺市のほうとしては年齢別になんかやすいとか、その年齢はちょっと把握しきれないところがあります。

もう一点、そういった意味では保健指導とかそういうもので、例えばもう少し、予備軍がいますよね。そういう人たちに対してはいろいろな保健指導したりとか、そういうことで疾病予防という対策をとっていますので、がん検診と保健指導等いろいろな意味を含めて健康づくりやっていますので、個々のデータ、年齢は何歳が多いとかという疾病内容については把握はしておりません。

堤委員　これは、コンピュータでデータ管理しているわけでしょう。

健康福祉センター所長　検診の受診者については管理しています。その先の制度管理についてはうちのほうでは把握はしていません。例えば精密検査を受けまして、どこの病院へ行かれるかはわからないものですから、そういう人たちには連絡票みたいなのをつけてもらって病院のほうから返していただく。それは、まず受けたかという前提と、あとがんだったかどうかという部分について。それは、先ほどこちょっと申しましたけれども、制度管理事業そのものは個人情報の問題もありまして、それは事業として、検診は当然中身が濃いものを受けていただいて、その結果を出して、市としてその情報を持ち得るのですけれども、そういった意味では病院に行かれて2次検査を受けて、結果がわかって治療に入りますので、もうその部分については市のほうで個人としての情報を持っていないということです。ただ、制度管理事業の中でそういった方に精度を上げていくために精密検査を全員が受けていただくような内容のものを市から出すとか、その結果としてがんが何人いたとか、そういうものは情報をいただいて県のほうに報告はさせていただいています。そんな状況です。

堤委員　その際の年齢というのは報告の必要はないと、今県のほうでは。

健康福祉センター所長　制度管理上は報告の義務はないです。

堤委員　入間市としては年齢の集約は必要ないと、報告対象になっていないので。そういう考え方ですか、今は。

健康福祉センター所長　入間市としては、いろいろな意味で目的はがんの発見というところで、年齢別というのは年によって変わってしまいますので、なかなかその辺の予防対策はとれないのですけれども、例えば人間ドックとか特定健診等については、その中で数値の、例えば糖尿に近い、予備軍がいるという方については保健指導という形で、年齢といたしますか、個人に通知を差し上げて保健指導受けていただくような対策はとっております。

親子支援課長　訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど宮岡委員さんのキッズの非常勤スタッフの費用ですが、3万4,000円と申し上げたところ、実際には3万3,000円でございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

安道委員　先ほどの夜間診療のほうですけれども、10時30分を超える日も何日か出ているというふうなお話がありました。これは、平成23年度まだ途中ですけれども、どのぐらいを超える日があったのか。もしわかれば平成21年度、平成22年度、平成23年度でそれぞれ超えた日はどういふふうになっているのかをお願いします。

健康管理課長　平成23年度の4月から2月までの10時半を超えた日という形で、10時半をちょっと超えた時間もありますので、23時を超えた日数という形でご報告をさせていただきます。

今まで5日間という形になっております。

安道委員 先ほどの説明で、この事業については市民の理解が得られてそういうふうな利用状況になってきているというお話がありました。この間小児救急はどの自治体でも大きなテーマになっているかと思えます。所沢などでは24時間365日ということで初期の小児救急の受け皿ができていくという状況です。入間では、この事業については今後どういうふうな方向に進めていこうというふうな考えなのか。先ほど特に今狭山との検討はないというような、特に調整もないというようなお話でしたけれども、今後の見通しについてどのように考えているのか、入間独自でさらに時間も延長してというふうな考え方は持っているのかどうか。

健康管理課長 現状どおり、当面は狭山と共同で1週間を通じた夜間診療事業を運営していきたいというふうに考えております。

小出委員 自殺対策のことで聞きたいのですけれども、予算説明書の27ページで地域自殺対策緊急強化交付金ということで、入間の自殺される方の推移がわかればお願いします。

健康福祉課長 まず、平成21年が入間市は51人ということです。平成22年が28人、これは年度ではなくて暦年です。平成23年なのですけれども、当然警察庁の統計とかあるのですが、それは3月の半ば、昔は6月だったのですけれども、今早くなって、それでも3月の半ば、まだ出ていません。ちょっと調べたところ、暫定値なのですけれども、平成23年が35人という数値を確認しております。ただ、暫定値ということでお願いします。

小出委員 これに対する評価というのは、推移も含めてどんな感じでお持ちなのでしょう。

健康福祉課長 確かに先ほど14年連続で3万人と言っておりましたけれども、その端数については減っております。ただ、入間市は51人、28人、35人、今回35人というふうになってしまったのですけれども、ちょっと読み切れないところがあって、どういう、国、県の経済問題とか、そういう統計とかはわかるのですけれども、入間市でどうしてこのように差があるかというのはちょっと読み切れていません。

小出委員 難しいと思うのですけれども、原因とか把握されているところがあれば教えていただきたいのですけれども。

健康福祉課長 これもちょっと平成22年の資料になってしまうのですけれども、一応国と県、入間市のはちょっと出ていないものですから、国と県を見るとすっかり同じ原因になっています。それで、そのうち健康問題、これが最も多いです。続いて経済、生活問題、家庭問題、勤務問題というような順になっておりまして、この順序については平成21年も同じ順になっています。

小出委員 これパーセンテージにするとどれぐらいの感じなのか、健康とか経済とか。

健康福祉課長 申しわけありません。パーセンテージまでは私も出ていなくて、人数でよろしければ、これ国の全体の人数からのあれなのですけれども、先ほど言ったように健康問題が1万5,802人、続きまして経済、生活問題が7,438人、家庭問題が4,497人、勤務問題が2,590人、

こちらが国の数字、これ足して全体にならないとは思うのですけれども、原因がわからない方もいらっしゃるということなものですから、そういうことになります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を終結いたします。

以上で、健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

自治文化課長 それでは、自治文化課が所管する予算の主なものについて、歳入歳出一括してご説明申し上げます。

予算説明書の48、49ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費ですが、本年度より説明欄の事業区分を総合振興計画後期基本計画の項目に合わせた区分に組み替えをいたしました。あわせて中事業と小事業のレベルを整理する変更を行いました。

予算の内容ですが、大事業、コミュニティ活動推進事業、中事業、集会所等整備支援事業、小事業、集会所等建設費補助金は、本年度は西武地区第1区、同じく西武地区第2区、豊岡地区高倉自治会の3自治会の集会所等改修事業に対する補助金を予定しております。

目12文化振興費ですが、本年度も市民大学、入間太鼓セッション、入間万燈まつり等の各種イベントを市民と行政の協働により実施し、市民文化の振興を図ります。

続いて、50、51ページの目13国際交流費をごらんいただければと思います。大事業、姉妹都市・友好都市交流事業では、新潟県佐渡市、ドイツ・ヴォルフラーツハウゼン市及び中国・奉化市との市民交流等を推進するための経費です。本年度は、ヴォルフラーツハウゼン市と奉化市へ青少年の異文化体験訪問団の派遣事業、万燈まつり訪問団受け入れ事業を計画しております。なお、本年度はヴォルフラーツハウゼン市との姉妹都市提携25周年に当たり、

記念式典を予定しております。

目14市民会館費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費並びに予算説明書52、53ページの目15産業文化センター費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費は、財団法人入間市振興公社を指定管理者とした施設の管理運営及び文化事業等に要する指定管理料です。

市民会館については、入間市建築物耐震改修促進計画に基づき建物の耐震1次診断を行います。

なお、市民会館費及び産業文化センター費の特定財源内訳、使用料及び手数料の750万円、1,260万円は、予算説明書の18ページ、19ページをごらんいただければと思います。歳入の款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、説明欄の当該施設使用料であります。

予算説明書52、53ページにお戻りいただければと思います。目16文化創造アトリエ費、大事業、管理運営費、中事業、維持管理費は、NPO法人入間市文化創造ネットワークを指定管理者とした文化創造アトリエの施設管理及び文化事業等を行うための指定管理料です。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくご審議いただければと思います。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は、歳出に関連して質疑を願います。

款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を願います。

小出委員 毎回聞いているのですけれども、文化創造アトリエ費で敬老会等でも使っている空調が寒いし、夏は暑いということで毎年要望をして、この間お聞きしたら少し対策を立てたいということだったのですけれども、その後の進捗状況というか、見込みはどうなっていますか。

自治文化課長 我々としてもやはり今の時代の中で空調機というのは必要だと思っております。それは、近隣に住まわれている方たちへの防音対策ということも含めて、やはり空調というのは必要なかなと思います。ただ、かなり古い施設の中での空調設備となりますと、それ相当の予算が必要になるということとされます。我々は、実施計画との中で位置づけをして、エアコン等の設置ということを今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

安道委員 同じく51から53ページにかけての産業文化センター費のところですが、産業文化センターにつきましては、1階部分のトイレについては洋式もあって障害者の方も利用できるようになっているわけですが、2階のトイレについては洋式トイレが設置されていないというふうなことで、足の不自由な方から、エレベーターで上までは行けるけれども、トイレは使えないではないですかというふうな声もいただいています。今バリアフリー化ということでどこでも進めていると思うのですが、産文センター2階部分のトイレ改修と

というのは計画はどのようになっていますでしょうか。

自治文化課長 現時点で実施計画の中でのトイレの改修については位置づけはしておりません。ただ、今お話がありましたので、指定管理者である振興公社等と、あるいは利用者の方等のご意見を聞きながら検討していきたいと思います。

安道委員 高齢の方であったり、あとは体が不自由であっても積極的にいろいろな活動に参加するというふうな方がふえています。そういった点でも、だれもが利用しやすい施設というふうなことでぜひ改善に向けた取り組みというふうなことでお願いしたいと思います。

宮岡幸江委員 予算説明書48から49ページ、目11の市民活動推進費の大事業、コミュニティ活動推進事業のほうの区長会、自治会報償費の件なのですが、せんだってというか、3月1日でしたか、狭山市の事件というか、報道がございましたけれども、入間市にあってはこのあたりはどうなっているのでしょうか。

自治文化課長 それでは、入間市と狭山市とどこが違うかということでごちょっとご説明したいと思います。

狭山市につきましては、新聞等でも書いてございましたが、124の自治会長さんを自治協力員ということで特別職に市長が委嘱をしているという形で、条例に基づいて非常勤特別職として報酬を支払っていると。そのことについて、条例等が不備ではないかというのが多分今回の判決だったのかなと思います。では、入間市についてはどういうことかということであると、同様に入間市も自治会を通して市報の配布であるとか、あるいはごみ集積所の管理であるとか、あるいはありとあらゆる行政との関係ということでいろいろなことをお願いしているのがあります。入間市におきましては、報酬ではなくて報償費で予算を持ってございます。これは、個人ではなくて自治会という組織、団体を通じた市政への協力ということでお願い、依頼事項という形態をとってございます。ですから、入間市におきましては条例で定めた役職ではなくて自治会に対して報償費を、入間市自治会報償金支給要綱に基づきまして自治会の団体に支払いをしているというようなことでございます。ですから、内容的には同じような目的のお金かもしれませんが、予算の勘定科目が違うということ、それに伴って整備しなくてはいけない条例とかが若干狭山と入間では違うというふうに理解できるのかなと思います。

宮岡幸江委員 わかりました。その点では安心してというか、要綱等で決めてあることで支払われていると思うのですが、今回自治会を通して広報等、そこにも書かれていますけれども、市への協力をいろいろな形でお願いはしているわけです。社協のほうのこともありますけれども、市で今後もまだ広報等は自治会長さん等をお願いしてやっていく、当分はそのようなお仕事というか、お願いする方向で考えているのですか。

自治文化課長 区長会、自治会を通じた配布以外ということになりますと、恐らくポスティングであ

るとか、あるいは新聞折り込みだとか、そういう選択肢があろうかなと思いますが、これは広報広聴課のほうの事業としてどういうふうな配布を今後も計画をしているかということの考えにつながってくると思いますが、広報広聴課としては自治文化課との連携の中ではやはり自治会を通じて今後も広報を配布をしていきたいというような意向でいると思います。ただ、自治会に入っていない方たちへの市報の配布というものが不十分だということについては、広報広聴課のほうでそれなりの対策をとっているのかなと思います。

以上です。

宮岡幸江委員 いろいろ難しい点もあるかとは思いますが、ほぼ了解いたしました。

次に、予算説明書50から51ページの国際交流費の中の大事業、姉妹都市・友好都市交流事業の中で参考資料のほうに青少年中国文化体験訪問団派遣事業、中学生を高校生まで拡大して実施と書かれています。この点では、今は高校生というか、中学生以上の方での参加はなかったということですか。

自治文化課長 平成22年度までは中学校2年生、3年生、平成23年度につきましては中学校1年生も含めて募集をしたというような経緯があります。今回高校生まで対象年齢を拡大したという経緯であります。平成23年度入間市から奉化市に中学生を派遣するという事で募集をかけたわけですが、一昨年の秋、尖閣諸島沖問題等の中でなかなか中国に対するイメージが悪かったということで募集人数も少なかった、また応募者も辞退をされた方がいらっしやいまして、事業は実施できなかったというような経緯がございます。そういうことで、平成24年度につきましては対象年齢を拡大して大勢の方が行けるチャンスを広げていきたいというふうに考えておりますが、現状はなかなか難しいというのが今の状況でございます。

宮岡幸江委員 ということは、8名の募集だったと思うのですが、平成23年度は少なかったようではございますが、その前は人数確保ということは大丈夫だったということですか。

自治文化課長 今まで派遣と受け入れというものを隔年で行っているというようなことになりますが、平成21年度が前回の派遣年度でありました。そのときは、8人の定員に対して4人の応募というような状況でありました。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、これをやったとき、私とすると中学生が8人のところに高校生を入れてしまったら中学生が少なくなる、入れなくなるのではないのかという心配があったのだけでも、そうではなくて人数が足りないのか、年齢を拡大したという理解でよろしいのですか。

自治文化課長 平成23年度が8人の募集定員に対して4名応募がありまして、2人辞退をしたということです。2人で訪問団をつくって訪問事業を行うということは果たしてどうだろうかということをやむなく中止にしたという経緯があります。平成24年度は、そういうことがぜひ起こらないように大勢の方が応募できるような機会を設けていきたいというような趣旨で拡大

したということでもあります。

宮岡幸江委員 そうしますと、奉化市だけではなくてヴォルフラーツハウゼン市というか、ドイツのほうはどのような状況なのですか。

自治文化課長 ヴォルフラーツハウゼン市は、16歳から22歳、青少年ということで、体力的にも遠い国になります。搭乗時間、飛行機に乗っている時間も長いので、やはり中学生だと体力が難しいだろうと。あと、約10日間というスケジュールになりますので、高校生の年齢から大学生、あるいは社会人であっても本人の希望の中では行けるというような対象年齢にしております。

以上です。

宮岡幸江委員 なかなか中国とドイツというのではイメージ的にもちょっと違うし、距離的にも大分違いますけれども、こちら辺を高校生まで拡大して本当に何人集まるかということにもなるかとは思いますが、お知らせは市報ぐらいですか。ホームページに載っているのは見えますけれども、あとどういうふうなことをこれから考えていかれるのか。

自治文化課長 これは、平成23年1月、2月、1年前と今年度も行っているわけですが、市内の中学校1年生、2年生、3年生、ことしでいいますと中学生全員、それから小学校6年生、来年中学校1年生になりますので、対象年齢になる小中学校の児童生徒につきましては直接その部数を学校のほうにお持ちいたしまして、学校経由でチラシを配布させていただいています。

それから、市内の高校、県立高校、私立もありますが、あくまでも市内在住でないといけないということですが、市内の県立高校、それから私立高校につきましても配布ということで学校のほうにお願いしております。

以上です。

宮岡治郎委員 目11市民活動推進費です。48ページから49ページです。大事業、コミュニティ活動推進事業、中事業、集会所等整備支援事業、小事業、集会所等建設費補助金です。先ほど3カ所上げていましたけれども、ちょうど300万円で切りがいいのですけれども、ちょうど同じ、同額だけこれを補助するということですか。

自治文化課長 この集会所等建設費補助金につきましては、対象となる費目の2分の1を限度額としております。全体の事業費につきまして、50万円以上の修繕、改修費用に対して2分の1を補助するというような制度になっております。当然各自治会さんのほうから次年度改修計画はありますかということで計画書を出していただきまして、現地のほうを確認し、見積書を見た中で、その予算の範囲内の中で2分の1なりを交付しているということになります。ですから、300万円につきましては一律100万円、100万円、100万円というようなことではございません。

宮岡治郎委員 つまり総額50万円を下回った工事には適用はせずと。それを上回っていて、なおかつ

限度額というものはあるわけですね、1つ当たりの。

自治文化課長 改修につきましては、最高が補助金の額が500万円です。ですから、1,000万円以上になりますと500万円まで補助金を交付するというような制度になっております。

宮岡治郎委員 今のお話ですと、補助率などの関係から見ますとぴったり300万円でおさまるということは考えにくいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

自治文化課長 これは、財政当局との確認ということになります。例えば大きな新築等で年次的に計画を、新築等につきましては、これは総事業費の中で必要とされる補助金、これは県の補助金も交付されるというようなことにはなりますが、それは個別のものとしてその事業費全体の中での補助金額は確保するような形で企画財政とも調整しております。ただ、ここ一、二年につきましては1年間の補助金の額というものを200万円とか300万円、総額の中で、自治会さんとの関係の中で補助金を決定しているというようなことにはなります。もう少し砕いて申し上げますと、我々のほうといたしましては当然緊急性であるとか、あるいはかなり傷みが激しいとか、そういうところの中で改修につきまして優先順位をつけているというようなところがあります。その中で予算の配分というものをさせていただいているというような状況でございます。

宮岡幸江委員 集会所に関してなのですけれども、集会所というのは結局補助金は出すけれども、持ち物というのかしら、どこの所有になるのでしょうか。

自治文化課長 基本的には自治会が建てる、あるいは自治会が所有するというようなことにはなります。ただ、例外的なものもあります。幾つかということになります。それは、事情の中で大きな開発、例えばぶしニュータウンのようなところの中で開発者がつくって、それを市に寄附して、市の建物を地元は無償貸与しているというような、特殊な事情がございますけれども、自治会が自分たちの所有としてつくっているものが大多数になります。

宮岡幸江委員 ということは、例えば掲示物に対しての指導ということはできないということですか。

自治文化課長 現状相談ありませんので、我々としてもそこまでこちらのほうから指導という形でのかわりというのは現状では持ってございません。

宮岡幸江委員 今はないけれども、お願いすればやれるというか、どこまで、そういう声がありましたよぐらいの声を届けるぐらいですか。

自治文化課長 例えばこういうものを掲示することをしたいのだけれども、お願いできないでしょうかというような、そういうような関係ということで理解してよろしいでしょうか。

宮岡幸江委員 いいえ、もはやもうあるのです。それが地区館に対してふさわしいかどうかということ、そういうことはどこが判断するのかしらと思ったのです。

自治文化課長 集会所の、あるいは自治会が所有している掲示板につきまして、自治文化課として直接管理できるという立場ではないのが現状です。ですから、仮にふさわしくないような掲示

物がもし目につくということであるとすれば、例えばそういうものが問い合わせがあったところで確認をするというような行為はできると思いますが、常日ごろから管理、あるいは状況確認するというのは現実的には行っておりません。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を終結いたします。

次に、参事兼防災防犯課長より概要説明をお願いします。

概要説明

市民部参事兼防災防犯課長 それでは、平成24年度入間市予算書及び予算説明書に基づき、防災防犯課の主な事業についてご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、該当科目はございません。

お手元の入間市一般会計予算書、予算説明書52ページから55ページとなります。初めに、55ページの上段となります。大事業、防災訓練実施事業は毎年8月に実施しております入間市防災訓練に要する運営費及び各自主防災会への補助金であります。

同じく、同ページの上段となります。大事業、防災施設等管理運営事業、中事業、防災センター等管理運営費、諸工事費は、当市に大規模災害の発生により、市民や市民以外の方が避難する指定避難所の誘導標識板が経年劣化により腐食しております。その改修工事及び新たな表示板の設置をするものであります。

同じく同ページの中段となります。中事業、防災用品・資機材関係費は、指定避難所へ配備する資機材を購入するものであります。

次に、同ページとなります目19防犯費についてご説明をさせていただきます。大事業、防犯関係事業は、地域自主防犯活動団体への支援を行い、行政、警察、住民が連携し、安全、安心なまちづくりを進めるための経費であります。また、区自治会が管理する防犯灯の維持管理費に対する補助金を計上したものでございます。

次に、ちょっとページは飛んで、大変申しわけございません。84から87ページとなります。よろしいでしょうか。款3 民生費、項4 災害救助費、目1 災害救助費は、災害が発生した場合における対応のための予算科目の設定であります。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目18防災・国民保護費、目19防犯費及び款3 民生費、項4 災害救助費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 目18防災・国民保護費です。52ページから55ページまで相当すると思います。先日の総括質疑で食料備蓄について何か質疑があったかと思うのですけれども、それはこの科目でいうと、私ちょっと認識不足で申しわけないのですけれども、どこに相当するものですか。

市民部参事兼防災防犯課長 55ページの中段となります。私が今お話しさせていただいたのは防災用品資機材関係費。防災用品購入費ということで総括のほうでやったような気がします。

宮岡治郎委員 その際に質疑者と答弁者で幾つか質疑応答があったと思うのですけれども、例えば素朴な疑問ですけれども、家庭の中での食料の備蓄というようなことについて、昔からそういうことというのは当然のごとく思われてきたことなのですから、それについては今どういうふうなご見解ですか。

市民部参事兼防災防犯課長 ただいまのご質疑に対しまして、私ども防災の講座とか講話を各地区に出してお話をしております。その中でも当然私ども市としても必要とするものは用意させていただきま。ただ、一番大事なのはやっぱり自助ということで、自分の身は自分が助けるということで、そういう中では家庭におきまして例えば水だとか、あるいは食料でカップラーメンだとか、そういうものについて常に人数分かける3日分はご用意してくださいと。当然賞味期限というのがございます。水なんかでもそうです。それは、やっぱりそれで家で使ってもらって、また補充をしていくというようなことで呼びかけていると思います。平成21年3月につくりました地域の地震のハザードマップ、あれにも各家庭で必要とするものは用意してくれとその中にもうたってございまして、そういう市民のご協力を得るための啓発はしております。

安道委員 同じように防災訓練関係ですけれども、防災訓練実施事業、あるいは運営費ともこの中でいきますと減額ということで予算がついていきますけれども、やっぱり大震災を受けてこういった方面のものについてはむしろ拡充されるのかなというふうに思っていたものですから、この減額というふうなことで、どうしてこういうふうになったのか、その点について。

市民部参事兼防災防犯課長 防災訓練そのものの運営に支障を来すような減額はしておりません。ただ、私ども市の職員がそこに前後というか、前からもそうですけれども、地区防災とかいろいろ自主防災会に参与している職員がおります。参与しているというのは、そこで打ち合わせをするとか、そういう時間外の精査等を見直させていただいたのが主なもので、自主防災会に対してその補助金を削るとか、そういうのはしてございませんので。

安道委員 その点はわかりました。

次のところで防犯関係のほうに移りたいのですけれども、防犯活動費ということ、これは増額でなっていますけれども、この間振り込め詐欺等々でも防犯活動を非常に徹底して継続的に取り組むというふうなことで、地域の方のご協力は本当に大変なものだと思うのです。この防犯活動を定期的に、継続的にずっと行っているわけですから、ちょっとわからない

い点というのは、ご協力いただいている方々に対しての何か事故があった際などの補償というのでしょうか、保険というのでしょうか、こういったものはどのようになっているのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 防犯の街灯啓発活動、あるいは地域での防犯活動に際しましては、今隣にいる自治文化課長もそうですけれども、私どもとしては地域の自治会の事業の中にそういう、例えば今月防犯活動、2月防犯活動、3月防犯活動というような事業の中にそういうものを入れていただくということで、保険会社のほうでは地域のコミュニティのそういう傷害保険の該当になるということで、今自治会さんのほうではほとんどの自治会がそういうことで入っております。ただ、私どもと一緒に、例えば狭山地方交通安全協会の警備員と一緒にパトロールをする場合につきましては、これ当然私どものほうでそういう保険には加入しております。元加治のパトロールステーションの中に毎日毎日入っていただいていますけれども、そういう方につきましても行く、あるいは帰るまでの傷害というのは加入させていただいております。

安道委員 そうしますと、いろいろな形できちんと補償され、いざというときには対応できるようになっているという理解でよろしいのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 そのように理解しております。

安道委員 そうしますと、例えばボランティアなどで下校時見守り活動などという形で、これも地域で随分ご協力いただいています。そういったものもきちんとできているのですかね。

市民部参事兼防災防犯課長 自治会のほうでやっております見守り活動、朝の登下校というのですか、それにつきましては自治会のほうでしっかりサポートしているというふうに、その他学校のほうがよく出している見守り活動もあると思いますが、そちらにつきましては多分学校のほうでしっかりとサポートはしているというふうに感じております。

堤委員 55ページの防災用品資機材関係費ですけれども、前年度と比べると予算的には半減しているわけですが、総括でのやりとりを聞いてみると、要するに食料備蓄を控えると。現在の備蓄品というのはどのくらいの量があるのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 備蓄、今のご質疑で食料のほうでいえば4万7,000食ぐらい、すべてのものですけれども、そのくらいは確保はしてございます。これは、アルファ米、クッキーとか乾パンとかビスケット、そういうものを含めてですけれども、そのくらい用意してございます。

堤委員 これは、基本的に市が最低限備蓄をしておかなければいけないというもとで用意しているものだと思うのですが、これは災害の規模、範囲によっては、例えば個人で非常食を3日分ということですが、その後、では4日目はどうするのだということになると、市が出動しなければならないわけでしょうから、すべての家庭がそうやって自助努力で非常

食を用意しているとも限りませんよね。そうなったときに例えばこの4万7,000食というのは要するに4万7,000人が被災した場合には1回の食事でもうなくなってしまうという、そういう計算になりますよね。そうすると、最低限、例えば市の責任において、今想定されている東京湾直下型の被災を受けた場合に、市内でどの程度の被災民が出るかというのはおおよそシミュレーションでわかっていると思うのですが、その今想定される災害が起こった場合に果たしてこの4万7,000食というのはどのくらいの効果が出てくるのか。

市民部参事兼防災防犯課長 私どもは、首都直下地震では東京湾北部ということで、地域防災計画によれば1万4,000人ぐらいの被災、いわゆる避難生活になると。そうしますと、その方たちの3日分、9食となりますと12万6,000食。そうしますと、今市が備えているのは極端に言って1日分しかないということになります。県のほうも1日分は持っているということになりますと、当然足りるということでは、各家庭にその部分を頼っている部分はありますが、それだけでは当然足りない。今のご質疑で、では4日目以降はどうするのだよということになりますと、先般も一昨年に市内においてイオンさん、丸広さん、ヤオコーさん、先月今後私どもとしては、総括でもございましたように賞味期限等々の問題もございまして、なかなか市でストックするのも難しい。そして、今食生活に合わないのです、正直なところ。だからと備えないわけではないのですけれども、いざというときには流通備蓄を活用していくことが、入間市はおかげさまで各地区にスーパーがあると。そういうスーパーのご協力を得て、後ほどお金は当然払うのですけれども、そういうスーパーのご協力を得ていきたいと。議員さんがお住まいの金子地区であればマミーマーケットさん。マミーマーケットさんも快くその場合については積極的に協力していただけるというような協定を締結させていただきましたので、当然市も必要とする分につきましては備蓄を今後も進めていきますけれども、そういう流通備蓄のご協力を得て被災者に対する食料の支援活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

堤委員 現在災害協定でいろいろな店舗とそういう協定を結んでいるのですけれども、総体として市が確保できるであろう内容として、合計すると何食分ぐらいの食事が確保できるのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 数量的にはここで幾つということは答弁することはちょっと、その概数は把握しておりませんので、できませんけれども、市内、イオンさん、丸広さん、ヤオコーさん、ベルクさん、マミーマーケットさん、スーパーバリューさん、アルプスさん、大きなところでは宮寺・二本木地区にはコストコさんもお協力していただくというふうになりましたので、その流通備蓄ですと相当お店の方もそれだけの店舗、その会社が全部集まったときに、会社同士でもお話ししたのですけれども、積極的に協力していくということで、当然その店舗だけで間に合わなければほかの被災されていない店舗からも持ってくるということなので、恐らく入間市についてはそういうお店の協力をいただくということで、それとともに県

もする、あるいは地方からの、被災地以外の自治体からの支援もありますので、私どもとしては、これはそんな軽々しく言うてはいけないと思いますけれども、入間市にとっては大丈夫かなというふうな認識は持っております。

堤委員　大丈夫かなというその裏づけとしては、数字というのは必要です。例えばこの店舗ではどのような品目の食料品をどの程度要するに供給できるのかというように、協定の中では具体的にうたっていないのですか。

市民部参事兼防災防犯課長　先ほどちょっと漏れましたけれども、このほかにもフジパンとか山田うどん等もやっておりますので、今委員さんからご質疑の協定の中では何々が幾つと数量まで書いてございません。ただ、被災からこの段階まではこういうものをお願いします、ここから先にはこういうものをお願いしますというの一覧表つけてありますので。数は、ちょっと把握はしておりませんが。ただ、数を把握といいますが常にそれは商品として売っているものでございますので、なかなかちょっとお店のほうでも今の段階で幾つとは言えないというふうなお話はしておりましたですけれども。

堤委員　それは、要するに市のほうとしては防災のために本来なら備蓄すべきものを、店舗の流通の中で吸収しようという、もともと立場が違うわけですね。お店のほうは、要するに流通に乗せるためにこれだけの在庫を抱えるという、そういう目的ですから。だから、市がそれを災害用にお願ひするということは、具体性がそこないとやはり店舗としても協力のしようがないのではないのでしょうか。例えば市から要請があった場合には流通に支障のない形でこれだけは提供できますよという具体性がそこないと、市のほうだって、例えばそういう協定を結んだけれども、果たして何日分の食料が確保できるのかという、そういった具体的なものがつかめないと全体計画の中ではちょっとおかしくなってくるのではないですか。例えば今市が備蓄しているものが4万7,000食で、これが3日、4日必要になってきた場合にはこれだけ不足するという数字が当然出てきますよね。それは、災害の規模にもよりますけれども。そうなったときに、この店舗からどのくらいの食料品が提供してもらえるのかという具体性がそこないと活用のしようがないのではないですか。

市民部参事兼防災防犯課長　先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、協定の段階で例えばこれを100食用意しておいてくれとかというのは、100食用意できませんと言うのはなかなか店舗のほうでも難しいというようなことで、私どもとしては、協定の中に要請書というのがついております。先ほど言いましたとおり、発災からこの時点では例えば米を10キロ出してくれ、20キロ出してくれ、あるいは菓子パンを幾つ出してくれ、あるいは水を何ケース出してくれとかというもので書いて要請して、そこにあるものについてはすべて出していたらと。ただし、お店のほうとしても、やっぱり被災された方もお店に来るだろうと、そういう方には優先して配布をさせていただきますので、一概に市が求めた数字というのもイ

コールとはいかない。ただし、お店のほうでも今現在でこれだけ出せるという数字は書けないというようなお話がありまして、では要請書にうちのほうとしてはその段階で書きますので、そこでうまくサポートしてくださいというようなことと言っておりますけれども、なかなかその数字を、確かに言われるとおりでそこで把握して、最大被災者に対する数というのはやっぱり把握しておく必要はあろうと思いますけれども、お店側の事情もありますので、その辺についてはご容赦願いたいというふうに思います。

堤委員 それは、やっぱり店の能力によっていろいろ数字は変わると思うのですが、ではうちの店舗としてはそういった要請があった場合に最低限これだけは用意できますよという程度の目安というものは必要になってくるのではないですか。そういうものを市が把握していないと、例えばAという避難所で何百食必要ですといった場合に、ではこの店舗へ行ってくださいよという、そういう指示ができるわけでしょう。ところが、実際に必要とする食料品がAという店舗に行ったらその半分しか用意できなかったと、そういう現実もあるわけですから、うまくその辺を振り分けるためにはあらかじめその店舗の供給能力というものを事前に把握しておかないと割り振りができないのではないですか。

市民部参事兼防災防犯課長 そういう意味で、例えば人口規模等によりますけれども、地区に1店舗ではなくて複数店舗の協定をさせていただいたというのが今回の特徴だと思います。たまたま金子地区に委員さん住んでいる、金子地区の名前出して大変申しわけないのですが、スーパーさんは1店舗しかございませんけれども、隣の東金子もそうですけれども、西武でいえば例えば川を挟んで北側と南側、藤沢のほうにもヤオコーさんがある、いっぱいお店がございますので、地区に1店舗しかないところはそれでちょっと勘弁していただきたいのですが、その中で私どもとしてはうまく割り振って、発災した場合については行っていきたいというふうに思っていますけれども。

堤委員 やっぱり災害のときに一番パニックになるというのは、情報不足というか、それがしっかりしていないと混乱のもとなのです。ですから、ある程度災害の規模も予測されていると。現状として必要とする食料も2日目と3日目と変わってくるわけですが、どんどん。そうなったときに、例えば供給源がはっきりつかめないと、その辺を割り振るためには相当な混乱があると思います。1カ所の避難所で何カ所も食料を調達に行かなければいけないという話にもなりますから。そういう意味では、それぞれの店舗の供給能力というものをしっかりあらかじめ把握しておくというのは必要だと思いますけれども。店舗にしてみれば、災害用のために流通備蓄をしているわけではないのです。物をうまく販売して流すためにこの程度は必要だということの確保ですから。それが協定で災害に対して協力しましょうということですから、その際に最低限これだけですよというのは店舗側としては言えるのではないかと思います。

市民部参事兼防災防犯課長 先ほどお話ししましたとおり、発災から日にちを追っていろいろなものが違ってきます。示したものにつきましては、お店側のほうにも問題ございませんと。ただし、お店側としては数量というのは、本社もそうですけれども、勘弁していただきたいと。今ここで数量をはっきり示してしまうと、今後その数字が当社にとってできないとなってしまふと非常に弱るといふことも言われておりますので、それについては勘弁してくれと。ただし、言われているものについては、このものは通常扱って、当然備蓄というのですか、倉庫等にもあるし、他のお店でもサポートしていただけるというようなことですから、その辺についてはご安心くださいという返事はもらっていますけれども、数量についてはちょっと勘弁してくれといふふうに言われていますので。

堤委員 そうすると、市の防災対策上、数をしっかりと押さえる必要はないという、そういうことになりますよね。

市民部参事兼防災防犯課長 そういう認識ではなくて、私どもとしても協定の段階に品物はこんなようなものですよと、これはどのくらい供給というか提供というのですか、お出しできますかなというお話はその店長さん、あるいは本社等もちょっとお話をさせていただきましたけれども、協力することはやぶさかではないと。ただ、この時点での数量というのは勘弁してくれと申しまして、私どもとしては今委員さんが言われるようにこの店舗で何が幾つ、何が幾つというのはやっぱり把握しておいたほうが私はいいと思います、これは当然のこと。ただ、それがお店側が協力しないというわけではなくて、今の段階ではちょっと難しいというようなことですので、それについてはおいおいまた協定を更新する際にお話等もさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

堤委員 そういう実情があるとすると、裏返すと市の4万7,000食の備蓄をもっとふやしていかなければいけないということにもなってきませんか。

市民部参事兼防災防犯課長 たまたま来年度予算では、市の例えば防災センター等に備蓄する食料についてはいろいろな諸事情によりまして予算がついておりませんが、平成25年度以降また改めて今後地域防災計画の見直しに当たって被災される人口等も変わってくると思いますので、それは逐次備蓄をさせていただきたいというふうを考えておりますけれども。

あと、問題はやっぱり賞味期限です。それをどうやって市民の方とか予算の執行上でご理解いただけるかということです。その辺がやっぱりあろうかと思っておりますけれども。ただ、言われるように今後はやっぱり、来年度はちょっと、今予算審議の中で大変申しわけございませんが、平成25年度以降につきましては逐次そういう形で少しずつ被災人口に合った数というのはやっぱり用意していく必要はあろうかと思っておりますけれども。

堤委員 あとは、防災協定で協力してもらおう店舗に対する調達の方法なのですが、これは避難所ごとの対応ということになるわけですか。

市民部参事兼防災防犯課長 これは、先ほど申しましたとおり、発災した場合につきまして私のほうで要請書を書きまして、店舗でそれだけの人員的な余力もあれば店舗の車とかで運んでいただきますけれども、そうでない場合については私どもは避難所にいる地区防災員も配置します。避難所を運営するリーダーの方がいらっしゃる。そういう方がとりに行っていただけたらとか、そういうふうな連絡のやりとりでするようになっておりますので。

堤委員 そうすると、店舗側との接触というのは市がコーディネートするわけですか。それとも現地の食料調達班みたいな責任者が直接店舗と交渉するわけですか。

市民部参事兼防災防犯課長 入間市という場合より、災害が発生した場合は入間市災害対策本部になりますので、災害対策本部が要請書を店に掲げて、市がその避難所である、例えばリーダーさんなり市の職員に全く同じものを要請して、こういうふうにしたからとりに行ってくれ、あるいはお店のほうから持ってくるからそれまで待っていてくれとかというふうな話で進んでいると思います。

小出委員 防災のことで地震の関連なのですけれども、特に入間市は立川断層が危険を直接及ぼすということで、その立川断層について可能性とか規模とか、そういうところで研究されているのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 さきの3月11日の東日本の大震災、東北太平洋沖の地震以来、東京大学の先生によりまして発生率が上がった、あるいは国のほうもその3月11日の地震以来、まず長野にあります牛伏寺断層、それと茨城にあります双葉断層、そしてこちらの埼玉、東京にあります立川断層が非常に地震以来その確率が高まったというようなこと言っていて、国のほうが平成24年度、平成25年度に改めてその被害の想定を調査するというに、それをもってまた県のほうが想定を変えてきますので、市が単独で防災アセスとかというのはなかなか困難だと思いますので、その想定、いわゆる被害調査をもってやっていきたいというふうに思っています。

小出委員 では、平成25年以降にはっきり何かそういう形が、評価というか。

委員長 小出委員、予算に関する質問ということで、一般質問的な内容になってはいますが、この予算のどの部分でのご質問かということきちっと提示してからおっしゃっていただけて……

小出委員 わかりました。とりあえず予算と離れていると考えますので……

委員長 よろしいですか。

小出委員 ええ、ちょっと。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 それでは、この際委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職を行いますので、よろしくお願いをいたします。

永澤委員 済みません、恐れ入ります。何点かちょっとあったのですけれども、今回防災訓練の実施事業の中で減った理由がそのものが減ったわけではないというお話が、先ほど答弁で何か自主防災会とかのいろいろなものが減ったわけではないというふうなお話でちょっと私伺ったような気がするのですが、今回の要綱の改正で各自主防災会への1人当たりの金額とか変わっていますよね。それで、そのあたりと関連してくる話ではないかと思うのですけれども、ちょっとそこ詳しくお聞きしたいのですが。

市民部参事兼防災防犯課長 補助金としている額と要綱が合っていなかったということで、現に交付している額に要綱を合わせたという感じで、ちょっと数年要綱より下回って補助金を出していたのです、以内ということでしたので。それを要綱を現の数字に合わせてきたというふうに、ですから今交付している補助金に影響はございません。

永澤委員 先ほど安道委員のほうからもありましたように、非常にここで減らすということに対しての抵抗というのは物すごくあるのです。国のほうでも研究者の一部によっては70パーセントの確率で、どんな形であれ関東に地震が来るということを想定されている中で、わざわざ要綱をつくって下げるほうに合わせてしまうというのはちょっと理解しがたいものがあるのですけれども、ちょっとその辺の今後のことを、市としては防災のところ厚くしていくおつもりがないのか、その辺をお伺いしたいのですが。

市民部参事兼防災防犯課長 当然現在の額を要綱改正したことによって下げるということではございません。それは、もう例年ここでやっている数字と全く同じなのですけれども、ただ今ご質問のようにもっとも訓練ではなくて防災について手厚くしたほうがいいのではないかと、また今後は当然資機材、避難所における資機材等のそういう備蓄、あるいは配備というのはやはり進めていこうとは、たまたま平成24年度予算につきましてはそのような市の台所事情もございまして、そういうふうになったということですので、ではそれがそのまんま平成25年度もシフトしていくのかといいますと、先ほど委員さんからいろいろなご質問ありましたけれども、平成25年度については平成24年度にまた右へ倣えではなくて、やはりそれは当然少しでも何らかの形で予算の獲得に向け、そして配備のほうに結びつけていければというふうに考えておりますけれども。

永澤委員 では、今のちょっと防災の資機材のほうの関係費に入りますけれども、総括のご答弁では今後流通備蓄に移行していくのだというふうに私ちょっと理解をしていたのですけれども、来年度は減額だけれども、平成25年度からはまたこれが増加していくというふうにとらえてよろしいわけですか。それちょっと部長にお答え願いたいのですけれども。

市民部長 先ほど来食糧については、期限の問題があって非常に備蓄が難しい問題がありますが、その他の例えば発電機であるとか、テントのようなものであるとか、避難所運営に必要なもの

であるとかというようなものはなるべく備蓄したいというふうに考えております。来年度以降の話については、またここでどのようなものが、こういう大きな災害起こるといろいろな新しい発明とかができて非常にいいものも出てくるものですから、そういう必要なものが出てきた場合には当然予算要求もしてまいりたいというふうに考えております。食糧については、先ほど来高橋参事からもいろいろとお話し申し上げましたが、例えば山田うどんさんなんかには入間の工場で1日4万食をつくっているそうなのです。1日4万食の粉が3日分ぐらいいたしかあるはずなのです。そうすると、例えば電気がとまってしまっても粉はありますので、どれぐらいの協力がもらえるかというのは、また入間市だけではないと、被災を受けたのが入間市だけではないとすれば、ほかにも埼玉県とも協定していますから、どれぐらい入間市がもらえるかはもちろんわかりませんが、ただ入間市にありますので、入間市が当然一番先に優先的にもらえるのかなという気はしております。そういうことを含めて、今回少し微妙に予算が下がっているのですけれども、過去の入間市の防災に対する取り組みというのは埼玉県でもトップですし、多分全国でも、東海地震を想定した地域はちょっと別としまして、相当の備蓄もしております。訓練もちゃんとしているし、防災の対応もしている自負がございます。それらを含めて、今回はこのぐらいの予算で大丈夫かなということで計上させていただきましたが、来年度以降についてはまた必要ということであればこれよりはるかに多くの予算を計上しなければならなくなることも想定されますし、それらはこの1年間をかけながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

永澤委員 台所事情もあるでしょうから、大変あれなのですけれども、一番ふやさなければいけないところではないのかなというのは多分担当課でしたら私以上に残念なお気持ちだったかと思うのですけれども、やはり資機材を見ていましてあれで足りているという、ではどうなるのだろうというぐらいの資機材ですので、ぜひとも声を大にして来年度予算は勝取っていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目18防災国民保護費、目19防犯費及び款3民生費、項4災害救助費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民課長より概要説明をお願いします。

なお、歳入は歳出に関連して説明をお願いします。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明をお願いします。

概要説明

市民課長 それでは、平成24年度市民課の当初予算の概要を申し上げます。

予算書の56から57ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目21諸費、節13委託料、市営葬運営事業の3,582万8,000円につきましては、市営葬の祭壇ありを260件、祭壇なしを230件、計490件を見込み、予算化いたしました。

これに関する歳入として、予算書の前にいきまして16から17ページをお開きください。款13分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節1総務管理費負担金、市営葬負担金を1,944万円を見込んでおります。

次に、もう一回戻りまして予算書の58から59ページをお開きください。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の2億357万5,000円と、次ページ、60から61ページになります目2支所費の1億7,963万1,000円につきましては、一括してご説明いたします。これは、市民課と各支所、5支所でございます。正職員40人とパート職員15人の人件費及び出張所を含む窓口業務に必要な機械器具等借上料や委託料、消耗品費などの経常経費でございます。

これに関する歳入といたしまして、もう一回前に戻りますけれども、20から21ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節2戸籍住民基本台帳手数料を、これは住民票、戸籍謄抄本等です。16万1,450件合計で見込みまして、4,065万5,000円を見込んでおります。

市民課の平成24年度の新規事業としてはございませんが、継続事業といたしまして予算書の60から61ページを、もう一度ちょっと戻りますけれども、お開きください。大中小事業、住民記録システム整備事業1,500万円でございます。この事業は、平成21年7月15日に公布された住民基本台帳法の一部改正する法律に基づき、平成24年7月までに外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、既存の住民記録システムを継続して改修するための委託料でございます。内訳としましては、平成23年度で改修した各システムの検証、これはテストでございます。テスト及び住民記録システムの本稼働への移行作業が主な内容でございます。今回の事業によりまして、今現在日本人のみに発行している住民票の中に外国人の住民も記載され、本年の7月9日から一応発行されるようになります。

以上、市民課の当初予算概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は歳出に関連して質疑を願います。款2総務費、項1総務管理費、目21諸費のうち所管のもの、項3戸籍住民基本台帳費についての質疑を願います。

宮岡幸江委員 予算説明書60から61ページの項3戸籍住民基本台帳費の目1戸籍住民基本台帳費の説明欄、戸籍住民基本台帳事務費の1,409万6,000円についてなのですが、この事務費というの内容というのはカード作成とか、そういうことでよろしいのですか。

市民課長 この1,409万6,000円の内訳でございませうか。

宮岡幸江委員 はい。

市民課長 これは、市民課におられるパート職員の賃金から経常経費であります需用費の印刷から役務費から委託料から一応負担金等まですべての事務費がそこに入っております。

以上です。

宮岡幸江委員 もう以前も言っているのだけれども、パート費は大體事務費に入っているかなというのであるのですけれども、とりあえずこのパート職員の賃金というのわかりますか。

市民課長 パート職員の賃金として889万5,040円を見込んでおります。

宮岡幸江委員 わかりました。

住民基本台帳カードというのは、推移というのでしょうか、ふえていますでしょうか。その辺のもしわかれば年代を追って、何年に何枚というか、そのくらいのことわかったら教えてください。

市民課長 平成15年から始まりまして、決算で平成22年度までのおよその数値なのですけれども、当初平成15年度が始まったばかりなので、年間で284枚、平成21年度が1,079枚、平成22年度が1,123枚、ことしは平成23年度は今やっているところなのですけれども、若干これよか多い件数というか、1,000枚は超していますので、恐らく1,200枚ぐらいいくのではないかと。徐々に枚数、交付は多くなっています。

宮岡幸江委員 これ平成15年には280枚、これ初めは少なかつたのわかるのですが、今1,000枚台でいっているのですけれども、目標とする、目標というのでしょうか、周知していただいて、大分周知はいつているとは思っているのですけれども、どのくらいを年間に一応見積もっていますか。

市民課長 徐々にですけれども、100枚単位ぐらいい上がっているのですけれども、実際はまだまだ少ない感じしますので、PR等は市報等でも年間2回かやっていますし、ポスターのところも掲示してありますので、大體目標としては1,500枚ぐらいい目標としているのですけれども、それでもなかなかそんなに極端に伸びるというわけにはいかないと思うのですけれども、徐々にという形で一応PRだけはそんな形でしています。

以上です。

宮岡幸江委員 つくるとき、つくるといふか、このシステムといふか、こういうふうな方向に行くときに大分整備費でお金はかけていますけれども、費用対効果といふか、やはりいろいろな面で大勢の人に、皆さんにとっていただくのであればと思うのですけれども、1,500枚というのは何年後、ことしが1,200枚ぐらいいってればそう先でもないかなとは思いますが、いつぐらいまでにはそうしたいと思っているのですか。

市民課長 はっきりしたことは言えないのですけれども、1,500枚までいくにはやはり四、五年はかかってしまうのではないかなと思っています。現在も今税金の確定申告等でもe-Tax等でこの時期には大分多くなっていますので、極力PRしてやったりしているのですけれども、ただうちのほう今住基カードつくるのに予約制でやっていますけれども、限度がありまして、それカードつくる自体で大体30分、1人、かかって、公的認証加える場合はそれよかもっと時間かかってしまうものですから、限度として1日今の時期でも12人ぐらいが限度になりますので、機械が2台あれば別なのですけれども、そんなところで、今の時期はほとんど予約制で、もう今月末まではいっぱいのような形になっていますので、それが税金の申告の前に、夏あたりでもつくっていただければその時間来ればすぐつくれるような形とっていますので、だからなるべく分散してできるような形でうちのほうもPRはしているのですけれども、なかなかやはりせっぱ詰まって、12月ごろからどうしても3月ごろまでがピークの時期になっていますから、それをこれから何とか分散して、一人でも多くつくっていただくような形で努力したいと思います。

宮岡幸江委員 そうなのです。確定申告のときにやはりないとできないので、多分今は込んでいるのかなという気はするのですけれども、では早目に市民の方にそういうお知らせをすることぐらいしかないわけですよ、数の解消といふか。

市民課長 実際はそうなのですが、あとは今免許証のほうの返納制度でお年寄りの方がある程度免許証返すときにその身分証明のかわりにという形で住基カードを無料で発行している制度もございますので、そういうことも考えていろいろPRには努めていきたいと思うのですけれども、そんな感じです。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目21諸費のうち所管のもの、項3戸籍住民基本台帳費についての質疑を終結いたします。

次に、市民生活課長より概要説明をお願いします。

概要説明

市民生活課長 平成24年度入間市一般会計当初予算のうち市民生活課所管の概要を申し上げます。

予算説明書42ページから43ページ、下の段をごらんください。款2総務費、項1総務管理

費、目1一般管理費、大事業、消費者行政活性化事業142万6,000円につきましては、消費者相談窓口である消費センター生活と市民相談室の窓口の統合に伴う備品購入費のほか、「くらしの豆知識」など消費者啓発用冊子消耗品でございます。

これに関する歳入といたしまして、予算説明書26から27ページになります。上のほう、上段をごらんいただきたいと思えます。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金、埼玉県消費者行政活性化補助金158万3,000円を計上しております。

次に、54ページから57ページをごらんいただきたいと思えます。目20交通対策費、節1報酬、交通指導員報酬18名分は、市内小学校の各学校区内の交差点におきまして登下校時の児童の交通安全確保と全小学校、保育所等におきまして実践的な交通安全教室を実施するものでございます。

同じく大事業、交通対策事業、中事業、放置自転車対策事業554万3,000円でございます。こちらは、各駅周辺に指定している放置自転車整理区域において、放置自転車防止のための啓発活動を行うものでございます。

同じページの中事業、交通安全施設整備事業、小事業、維持管理費2,614万円につきましては、道路照明灯の電気料及び道路照明灯の点検を行うものでございます。

次に、大事業、駐車場管理事業、中事業、自転車駐車場管理事業2,099万2,000円につきましては、こちらは市営の無料自転車駐車場の管理委託に要する費用が主なものでございます。

以上、市民生活課所管の主な概要を申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は歳出に関連して質疑を願います。款2総務費、項1総務管理費、目21一般管理費のうち所管のもの、目20交通対策費についての質疑を願います。

安道委員 57ページの放置自転車対策事業ですけれども、平成23年度に比べると減額というふうな形になってはいますけれども、これは放置自転車が随分改善されてきたというふうなことで受けとめていいのでしょうか。この辺の理由について。

市民生活課長 それも一つの要因でございます。放置自転車に関しましては、徐々に私どもで回収している自転車も少なくなってきておりますので、それに伴いまして今街頭で啓発活動という形で委託をしております、その場でとめてはいけないよとかという指導とかもしているのですけれども、そういった時間の見直しを図りまして減額という形になっております。

安道委員 そうしますと、市内全域で傾向といいますか、こういったところが比較的多いとか、そういった特徴とかあるのでしょうか、地域性とか。

市民生活課長 平成22年度の整理区域内におきます撤去台数申し上げます。入間市駅周辺で223台、藤沢駅周辺で3台、それにもう一台原動機付自転車、合計4台です。仏子駅が17台、元加治

駅はゼロという形になっております。

安道委員 そうしますと、入間市駅周辺が比較的多いという状況というのはわかりました。

入間市駅南口自転車駐輪場の件ですけれども、駐車場ですか、ここについては駐輪学生割引とかというふうな形で軽減というふうなことで改正がありました。こういうふうなことで、駐輪場の利用状況というのは増えているのか、どういうふうな形で推移しているのか。

市民生活課長 大変申しわけありません。今集計中でございまして、というのは今まで基本的には月単位で換算できたものが6カ月とか3カ月とかという、そういう長期になってしまいまして、それをどういうふうに案分というのですか、していくとかいうことで、若干まだ集計ができていないという状況にございます。利用台数に関して、申しわけありません、ちょっとお答えできない状態にございます。申しわけございません。

安道委員 ざっくり大枠でもですけれども、ふえている傾向なのか、維持しているのか、その点だけでも。

市民生活課長 それほど変わってはいないという考えではおります。歳入に関しては、今申し上げたとおり割引制度を導入しましたので、若干歳入自体は減るという傾向になってしまうかとは思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目20交通対策費についての質疑を終結いたします。

次に、保険年金課長より概要説明をお願いします。

概要説明

保険年金課長 それでは、保険年金課所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入からでございますが、予算説明書の20ページから21ページをお開きください。下段になりますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の説明中、保険基盤安定負担金2,734万6,000円は、保険税軽減の対象となります。一般被保険者の数に応じて平均保険税収納額の一定割合を保険者支援分として公費で補てんするもので、国から受け入れるものでございます。

次に、24ページから25ページをお開きください。上段から3行目になりますが、款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金の説明中、国民年金事務委託金2,666万3,000円は、国民年金事務に要する人件費及び物件費が国から交付されるものでございます。

続きまして、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の説明中、保険基盤安定負担金9,401万4,000円は、保険者支援分及び保険税軽減相当額を県

から受け入れるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。予算説明書74ページから75ページをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目6 国民健康保険費の15億6,893万8,000円は、国民健康保険関係職員15名の人件費及び国民健康保険特別会計への繰出金14億5,000万円でございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 国民年金費、目6 国民健康保険費についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 国民年金費、目6 国民健康保険費についての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

生活福祉課長 それでは、平成24年度入間市一般会計歳入歳出予算のうち、生活福祉課所管の予算概要についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。予算説明書22、23ページの説明欄の上段の款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 民生費国庫負担金、節6 生活保護費等負担金14億975万6,000円は、生活保護扶助費の支出に伴う国庫負担分13億7,850万7,000円と中国残留邦人生活支援給付金の支出に伴う国庫負担分3,124万9,000円で、いずれも歳出の4分の3の負担を国から受け入れるものでございます。

次に、説明書27ページの説明欄中段の款16 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金の説明欄の一番下の埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金3,250万7,000円は、住宅手当緊急特別措置事業に伴う支援対策事業費3,078万1,000円が主なもので、10分の10の県補助金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。予算説明書68、69ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、大事業、地域福祉推進事業、中事業、社会福祉協議会支援事業9,503万6,000円は、地域福祉を推進する入間市社会福祉協議会活動を支援するもので、前年度比400万円の増額をしております。これは、社会福祉協議会が地域福祉地区活動計画の策定、各地区での地域福祉活動のコーディネートを行う人材の配置を予定しているものでございます。

同じく大事業、中国残留邦人生活支援事業4,316万6,000円は、市内に住む中国残留邦人とその配偶者、12世帯、18人の方に対する生活支援給付などを実施するものでございます。

次に、その下段の大事業、住宅手当緊急特別措置事業3,078万1,000円は、仕事をなくされた方が住宅費の心配なく求職活動ができるよう、最長で9カ月間住宅費を家主に代理納付する制度でございます。なお、住宅手当という名称になっておりますが、これは受給者が安心して求職活動を行い、できる限り早期に就労に結びつけていく緊急雇用対策として位置づけられた制度でございます。

続きまして、予算説明書84、85ページ、款3民生費、項3生活保護費、目2扶助費、大事業、生活保護扶助18億3,801万円は、生活保護世帯に対する生活扶助費を初めとする各扶助費の合計でございます。平成24年2月1日現在の保護率は6.28パーミル、これは1,000人当たり6.28人という意味でございます。前年2月とことし2月との比較で、世帯数、世帯人員を申し上げますと、世帯数では590世帯が661世帯に、世帯人員では854人が945人といずれも増加しております。したがって、平成24年度についても引き続き増加していくものと考えております。なお、平成24年度の相談体制につきまして、前年、平成23年度に1名の増員をいただき、ケースワーカーを増員いたしました。平成24年度は、長年2名体制で運営してまいりました経理、医療事務担当の負担軽減のため、1名増員の査定をしていただいております。その内容に沿い、実配置されることを期待申し上げ、生活福祉課所管の予算概要といたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、項3生活保護費についての質疑を願います。

安道委員 69ページの住宅手当緊急特別措置事業というふうなことで、今回も3,000万円からの予算がついていますがけれども、この間この制度の活用状況はどのように推移してきているのか、お願いします。

生活福祉課長 住宅手当の活用状況、件数で申し上げます。平成22年度と平成23年度、平成23年度は2月6日までの数値なのですが、平成22年度の申請件数が74件、うち決定をしたものが61件でございました。そして、平成23年度については、申請件数45件、決定件数が

40件という件数になっております。

安道委員 これについては、申請というのはどういう方々というのかな、相談に見えて、例えば大変困っているのか、住宅が欲しいとか、あるいは仕事がないとかって相談に来ている方がこちらの住宅支援というふうなことで申請するというふうな形。どういうふうな形でこれは申請になっているのか。

生活福祉課長 申請につきましては要件がございまして、失業されている方ということで、これが平成19年以降の失業の方ということ、また失業されるまでご自身で生計の主たる位置を占めていた方とか、あと収入要件とか、あと預金の要件とか何点か要件ございまして、そういったものに合致される方につきましては申請のほうをしていただいております。

安道委員 ふえている傾向にあるのかなと思ったのですが、平成23年度が半減とまではいかないのですが、減っている状況というのは何か雇用が改善してきているということなのでしょう。どういうふうに見ているのか。

生活福祉課長 生活保護のほうは、件数はふえているのですが、雇用の状況というところを見させていただきますと、求人数はふえております。また、求職数については若干下降傾向ということで、そういったことから見ますと、これは社会全体的な傾向だと思うのですが、若干求人状況は広がってきたのかなというふうには感じております。ただ、決して楽観できる状態ではないというのは事実なのですが、リーマンショックの直後よりは幾らかお仕事出てきたのかなというふうには感じております。

安道委員 そうしますと、この制度を活用して、最長で9カ月ということですが、ではこの期間に結構仕事が見つかって何とか自立していくというのでしょうか、そういったケース結構あるというふうにとらえていいのでしょうか。また、これができなかった場合はどういうふうに担当課ではフォローしているのか。

生活福祉課長 ご質問のとおり仕事が見つかりまして、そのまま自立に向かわれた方もいらっしゃいます。逆にお仕事見つからなくて生活保護になられた方もいらっしゃいます。

安道委員 そうしますと、生活保護に向かうほうが人数的に多いのか、それとも仕事をちゃんと確保できているという、そういう傾向と申しますか、数は把握されているのでしょうか。

生活福祉課長 平成23年度の実績からですと、収入増によって支給が中止になった方が3名いらっしゃいます。片や生活保護に移られた方が5名いらっしゃいます。

堤委員 生活保護の受給者の増加というのは、ある意味では社会の経済状況を反映していると思いますが、窓口相談に来られた方に対して、例えば自立を促すための就労支援とか、そういうのは直接生活保護の窓口で行っているのですか。

生活福祉課長 生活保護、生活福祉課の窓口でも就労支援をさせていただいております。生活保護を申請されて、保護になられた方を対象に就労支援プログラムというのを持っております。そ

ういったところでは持っています。今のご質問ですと、相談の段階でということも含まれるのかなと思うのですが、生活福祉課の中に就労支援相談員おまして、相談の時点でもその方に対しての求職状況ですか、そういったものも提供はさせていただいております。

堤委員　せっかく相談に来るわけですから、ワンストップでその場で対応できるというのは一番いいと思うのですが、具体的に相談の段階で就労ができたという実績と、実際に保護受給を受けてからサポートすることによって就労ができて実際に保護世帯から外れるというケース、実績としてはどういう状況ですか。

生活福祉課長　ただいまのご質問の中で、相談の段階で就労ができたかどうかという部分なのですが、こういったお仕事求人が出ているということでご案内をさせていただくのですが、その後その方がそのお仕事につかれたかどうかというのは、こちらでは把握をさせていただけない状況なので、その部分についてはちょっとお答えできないのですが、保護を受けている方の就労の状況ということについてご説明といたします。平成23年度なのですが、これ12月1日現在の数値なのですが、就労支援ということでさせていただいている方が対象は159名の方いらっしゃるのですが、就労開始された方がうち31名いらっしゃいます。そのうち、廃止と呼んでいるのですが、自立をされた方が21名いらっしゃいます。

堤委員　担当課としては、この数字は成績としてはどういうふうに評価していますか。

生活福祉課長　率といたしますか、パーセントで見ますと対象の方のうちの19.5パーセントの方、約2割の方が就労に結びつかれておまして、うち13パーセントの方が自立にまで結びついております。担当課での評価ということなのですが、なかなか言いづらいのですが、今の雇用状況からすると何とかつながっているのかな、悪くはないのかなというふうには思っているのですが、ただ満足ではないというふうに考えております。

堤委員　せっかくこれだけの実績があるわけですから、もっと胸を張ってやってもらえばまた次につながっていくのではないのでしょうか。ぜひお願いします。

安道委員　今に関連してなのですが、31名が就労について、そこから21名の方が抜けるというふうな実績でしたというお話ですが、中には就労といっても継続的な就労になかなかつながらない、週に2回とか3回とかでもそれでもずっと何とかそれをコンスタントに続けているというふうなケースもきつとあるかと思えます。そういった場合は、長期的に見ていくというのか、仕事を支えながら同時に生活保護もというふうな形で、そういったケースの方もいらっしゃるのでしょうか。状況としてはどうなのですか。

生活福祉課長　そのようなケースの方いらっしゃいます。仕事が見つかったから、すぐそれで自立ということではなくて、保護費以上ではないのですが、仕事にはつくと。それは、一つのステップだと思うのです。次に向かってということです。仕事がないということは、やはりゼロですので、そこから1つ上がっていただけたのではないかなというふうにご考えてお

ります。

安道委員 そういった場合は、やはり個人差もあるかと思いますが、それぞれで努力の姿があるというふうなことで支援していただければなど。それが即きちんとした雇用につなげていくのだというふうに、強引にといいいますか、なっていくとなかなかそれも厳しいのかなと思いますので、長期的に支援していただくというふうなことが望ましいのかなというふうに思っています。また、逆に頑張っていて仕事できちんとそれ以上に、保護費以上には働けて、けれども次の月には仕事がなくぐんと減る、こういう波のある方もまたいるのかなと、状況で、実態として。そういうのというのは珍しいケースかとは思いますが、どういうふうに対応しているのでしょうか。抜けたり出たりというふうな状況なのか、それとも見ているのか、どういう状況なのでしょう。

福祉部副参事（生活保護担当） 生活保護の制度上のことについて若干ご説明申し上げたいと思うのですが、収入が生活保護の基準額を上回る、その判定をする場合に保護の要否判定という制度があるわけですが、就労収入の場合には向こう6カ月自立可能であろう、瞬間的な収入増ではなくて、6カ月の長期的な自立を見込んでいわゆる廃止をなささいということが実施要領上定められていますので、波のある方については就労中でも3カ月の給料で平均認定をしたり、いろいろと工夫をさせていただいておりますので、すべてではありませんけれども、技術的には対応可能ではないかなというふうに思っております。

以上です。

小出委員 今の関連なのですが、この中で担当の方もケースワーカーの方ふやしていただいて、丁寧に対応していただいている方向だと思うのですが、窓口でトラブルになるようなことというのは起こるとか起こる可能性とかいうのはあるのでしょうか。相談しに来た人が精神的に不安定になったりとかということでも就労支援も、その辺の兼ね合いが難しいと思うのですが、そういうケースというのは今まであるのでしょうか。

福祉部副参事（生活保護担当） 新規の相談のときと、それから現在保護を受給中の方の面接、家庭訪問、そういう入院されている方については病状調査等ございます。相談につきましては、平成22年度が約600件、年間600件で、今年度につきましても既に430件の相談がありますので、実にその中身については十人十色でありますし、精神障害の疾患のある方、いろいろな方がございますので、窓口で大きな声を出される方、過去には厚生労働省からお見舞いが出るような職員がけがを負う、そういったようなこともございますけれども、できるだけ組織的な対応を常に配慮して、1人で面接をさせない、複数体制をとるとか、いろいろな形で努力しているところであります。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び項3生活保護費についての質疑を終結いたします。

次に、参事兼児童福祉課長より概要説明をお願いします。

概要説明

福祉部参事兼児童福祉課長 それでは、平成24年度一般会計予算のうち、児童福祉課所管のものについて概要をご説明申し上げます。

予算説明書の76ページ、77ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の説明欄の下から2番目、大事業、ファミリーサポートセンター事業854万3,000円は、前年度対比10万円の増額となっておりますが、新規事業としてファミリーサポートセンター利用助成金を計上させていただきました。対象者につきましては、生活保護世帯及び前年度分の住民税非課税世帯の利用者に対して1カ月に支払った利用料の2分の1、月額限度額1万5,000円を助成するものであります。

次に、一番下、下段です。大事業、子育て支援委託事業4,677万5,000円であります。従前では入間市子育て親子つどいの広場事業補助金交付要綱並びに入間市民間保育所補助金交付要綱に基づきまして、地域子育て支援拠点事業を実施している法人等へ補助金として支出したものでございます。本来ならば市の責務として市が主体的に実施、運営をしなければならぬ事業でありますので、平成24年度以降は法人等への委託事業に切り替え、推進していくこととしました。そのため予算を補助金から委託料に組み替えたものでございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。一番上の段であります。大事業、母子家庭自立支援事業1,451万8,000円は、前年度対比で2,674万円の減額となっております。母子家庭の母が看護師や保育士等の資格取得のため、高等技能訓練促進費の対象者9名分を見込んだものであります。

続いて、目2児童保育費の説明欄の下から2つ目、大事業、民間保育所増改築整備事業補助金2,250万円は、県の安心こども基金を活用し、実施されますおおぎ第二保育園の大規模修繕事業に対して支援するものでございます。総事業費3,000万円のうち県が2分の1の1,500万円、市が4分の1の750万円、合わせて2,250万円を補助するものであります。

なお、これに係る歳入であります。26ページ、27ページ、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の説明欄の下から3つ目なのですけれども、保育所緊急整備事業補助金1,500万円でございます。

続きまして、82ページから83ページ、目7子ども医療費、大事業、子ども医療費扶助2億8,797万4,000円は、子供の医療費の自己負担分を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図るものでございます。助成対象は、入院分が小学校3学年終了まで、通院分は平成24年4月診療分から小学校3学年終了まで、1学年拡大して助成いたします。

同じく目8子ども医療基金費、大事業、子ども医療基金積立金2,300万1,000円は、子ども医療費支給事業の円滑な運営と事業を長期的かつ継続的に推進するために積み立てをするものでございます。なお、この基金の取り崩しとして30から31ページの款19繰入金、項1繰入金、目8子ども医療基金繰入金2,600万円を見込んでいるところでございます。

以上が児童福祉課所管の新年度予算の概要でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入は歳出に関連して質疑を願います。款3民生費、項2児童福祉費についての質疑を願います。

宮岡幸江委員 収入のほうの県支出金のほうで、今説明がなかったのですけれども、民生費県補助金の区分2の児童福祉費補助金で、大事業一番上で安心・元気！保育サービス支援事業費補助金という2,900万円、これは何に充てられる県の補助金なのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、4項目ほどございまして、1点目が1歳児担当保育士雇用費補助金でございます。それから、低年齢児の途中入所促進事業費補助金、そのほかに障害児保育対策費補助金、そのほかにアレルギー等対応特別給食提供事業といった形で、この4項目の補助金を計上させてもらってございます。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、もう民間保育園等でやられている事業の補助金ということで理解してよろしいですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 はい、そのとおりでございます。

宮岡幸江委員 それから、もう一つ、先ほどの児童福祉費の民間保育園増改築整備事業補助金2,250万円の詳細わかったのですけれども、おおぎ第二のほうで工事の内容というのわかりましたら教えてください。

福祉部参事兼児童福祉課長 こちらは、先ほど申し上げましたが、おおぎ第二保育園の改修でございます。本園につきましては、昭和57年の開園以来28年が経過してございます。屋根の雨漏りで毎年修繕を重ねている状況であり、そのほかに年々修繕箇所も広範囲となっていることから、全面的な屋根の修繕と壁、また床等の修繕を行うものでございます。こちらのほうの建物につきましては、木造の平家建てで190.46平方メートルというような建物でございます。

以上です。

宮岡幸江委員 その間、余り大きくない園なので、保育のほうに支障というのはいないのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これから打ち合わせ等させていただくわけなのですけれども、事前のお話では保育をしながらの工事というような話も承っております。

以上です。

宮岡幸江委員 これからの打ち合わせのようですけれども、第二保育園というのは余り大きくない園ですよね。工事というのは、ということはお休みを使ってやるとか、保育園ですから、夏休みはないですよね。そして、屋根や床となると結構保育に支障があるのかなと思うのですけれども、その辺はでは十分考慮した工事の仕方ということになるのでしょうかしら。

福祉部参事兼児童福祉課長 その辺につきましては、これから設計業者、また工事業者等と園のほうと調整を図っていくものと思われまます。

以上です。

安道委員 79ページの母子家庭自立支援事業については、平成24年度、9名分ということで予算をとっているというふうなことですけれども、平成23年度は7人でしたっけ、これ活用して自立したというふうなことで何か説明があったと思うのですけれども、この制度の活用、利用というのはどういうふうな形で対応しているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 こちらにつきましては、平成19年度から始まった事業でありまして、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年度というようなことで、当面平成23年4月までに入学された方、これにつきましては当然看護師ですとか保育士ですとか、母子家庭の就労支援というような形で、高等技能訓練促進費というような形で支出のほうさせてもらっておるわけなのですけれども、当然4月当初、本人3月中にある程度申し込みをされながらも、実際に試験を受けたところ入学できなかったという方もいらっしゃいます。そのような形で、昨年は当初予算で24人分を計上させていただいたのですけれども、実際には16名に平成22年からの継続者も含めまして支給をしていたところでございます。このうちこの3月に8名が2年の課程を修了しまして、残りの8名の方が継続されるわけなのですけれども、これにつきましては平成23年第4次の補正予算で安心こども基金の積み増し、延長が閣議決定、当時予算編成時されていなかったのですけれども、ここでされまして、平成24年度も引き続いてこの事業が実施されるということで、今回当初予算にこの予算を計上させてもらっていないので、申し込み等ありましたら年の途中補正予算で対応させていただく予定でございます。

以上です。

安道委員 そうしますと、では継続はしていくという形で、本当に母子家庭の自立支援という点では大変有効な制度かなと思っておりますので、広く活用してもらえような、そういう相談体制とっていただければというふうなことで、その点ではいかがでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、担当の支援員がおりまして、当然母子家庭の方ですから、ほかに児童扶養手当ですとか、そういった手当を申請する際にも常々相談等ございますので、その辺は常に乗っているという状況でございます。

以上です。

安道委員 ですけども、同じページで家庭保育室運営委託事業というふうなことで、これが減額、前年、平成23年度に比べると減額となっているのですけれども、この要因はどういったところなのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、前年対比で16万4,000円の減額となっておりまして、家庭保育室につきましては、ゼロ歳、1歳、2歳というお子さんが多いのですけれども、これにつきましては年齢に応じて単価が異なっております。例えば0歳児ですと2万1,860円、月額です。1歳、2歳児ですと1万3,660円ということで、1、2歳児が減りましたので、その分、1名分ですけども、前年では38名だったところを来年度は37名を見込ませていただきました。その関係で年間16万3,920円減額となったものでございます。

安道委員 家庭保育室の事業携わっている方から大変今厳しいと、事業運営していくに当たっては大変厳しい中で頑張っていますというふうな声もお聞きするわけですけども、この家庭保育室については、低年齢児を担当しているというふうなことでいうと、市のほうとしても助成事業というふうな形での支援、入間市独自での支援を強化させていくというふうな方向性というものは検討されているのかどうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 当然ゼロ、1、2歳児につきましては、本来ならば保育所等でもゼロ歳児保育等やっておりますので、そちらに希望されても現状枠がないものですから、こういった家庭保育室さんをお願いをしているところでございます。実際に預けている保護者につきましても、保護者の保育料の差の軽減を図るために市のほうでも家庭保育室保護者負担軽減対策補助金交付要綱に基づきまして、保護者のほうにも保育料の一部を補助していると。実際には、これは直接家庭保育室のほうに保護者にかわって支払いのほうさせてもらっているのですけれども、これにつきましては月額4万3,000円を限度としているのですけれども、現在の状況から見ますと大体1人当たり平均1万2,000円ということで、年間495人分として594万円を補助金として本年度も見積もりをさせてもらっております。

以上です。

安道委員 民間の中でもこの家庭保育室については、今もお話……本当をお願いしているのが高いと。働きながらその保育料に複数いたら随分持っていかれるというふうな状況で、大変厳しいというふうなこともお聞きしています。そういった点では、今働きながら子育てというふうなことではこういったところを非常に支えていくというのが重要になっているかと思うのですが、市のほうでも今こういう対策をとっていただいていますけれども、この点を手厚くしていくというふうな方向性というものはどうなのでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましても低年齢の待機児童というのがある程度地域ごとにはばらつきがありまして、現在市内家庭保育室が東町地区、それから上藤沢地区、それから西武は野田地区に1カ所ずつございます。当然保育所の入所申し込みとあわせまして市街地、豊

岡が圧倒的に低年齢児の待機者が多いのです。そんな関係から、東町にある家庭保育室ですとかは年の途中である程度定員に満ちるといふことと、逆にちょっと離れた野田地区の場合には、年度初めは割かし皆さん保育所のほうに行ってしまうたりしてしまっていて、当然育休等で復帰してくる方が預けるところがないといふことから、そういった家庭保育室を紹介しているような状況で、年の途中から徐々に定員が埋まっていくといふような状況で、ある程度地域にばらつきがありますので、当然低年齢の待機児が多い地区にもそういったところを開設したいといふようなところがあれば、うちのほうもご相談には乗らせてもらいたいと思っております。

以上です。

宮岡幸江委員 今回の関係なのですけれども、例えば県の補助金だと家庭保育室のほうには回せないといふあれがあるのでしょうか。安心・元気！保育サービス支援事業の補助金といふのは、1歳児担当用の、これは職員の手当とか、それから低年齢児担当の職員の補助金とか、そういうものが入っていますよね。こういう県からの補助金を家庭保育室に回すといふことはできないのですか。これみんな社会福祉法人の認可保育園のみに出されているように思うのですけれども、家庭保育室は入間市指定の家庭保育室ですよね。ですから、そこで働いている方たちとそれこそ認可保育園で働いている方たちのお給料が大分差があると思ふのですけれども、そこら辺を解消するにはこういう県の補助金等でできないものなのかしらと思ふのですけれども、その点はいかがなのでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長 県の補助金なのですけれども、予算書のほうの款16県支出金の節2で児童福祉費補助金の中に家庭保育室等運営事業費補助金337万4,000円、こちらのほうが県のほうから補助をいただいております、これをもとに市の負担をあわせて家庭保育室のほうに補助しているといふふうな形で、県のほうの補助はこれでいただいている状況でございます。

宮岡幸江委員 それはわかっているのです。ですけれども、それだけだとなかなか、単独で市で低年齢児やゼロ歳児に対しての保育士に手当を少し出していただけるような、認可保育園には出していますよね。それが市の指定の家庭保育室には出ていないですよね。そこら辺がこういうふうにならば今言った項目の一番上にある県の安心・元気！保育サービス支援事業のほうの補助金から回せないのかといふことをちょっと伺っているのですけれども、目的外使用になるのですか、これ。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、今言われたように目的外使用といふことで回せないような状況でございます。そのほかに家庭保育室のほうの運営委託の中の補助金としましては、家を借りている方につきましては家賃補助といふことで1カ月1万5,000円の補助、そのほかに職員の健康診断費の補助といふことで1回当たり2,500円、35歳未満、35歳以上が7,300円、そのほかに乳児等の健康診断費の補助といふことで年間2,500円、そのほかに調

理担当職員検便等の補助金ということで1,000円というような形で、これらもあわせて補助のほうはさせてもらっている現状でございます。

以上です。

宮岡幸江委員 そうしますと、県の補助金というのが使えないとなれば、今ここに家庭保育室の330万円ありますけれども、なかなか県や国からの支援がないということは市単独になってしまうのかなと思うのですけれども、先ほど言った検便ですか、保菌検査等も、ゼロから1歳まででしたかしら、やはり保育士には認可保育園だとその方たちの、保育士さんの保菌検査も必要ですよ。でも、家庭保育室ではやれるだけの費用負担していないから、なかなか難しいですよ。そういう点等の補助等がないとなかなかさっき言ったゼロから1歳児の待機児を、10月末の待機児をなくすには難しいのかなと思うのですけれども、その辺ちょっと今回の予算のあれからは変わるのかなとは思っているのですけれども、例えばそういうことに関しての新しく家庭保育室に対して予算つけるというようなことはお考えにならなかったわけですよ。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成23年度と平成24年度を比較しますと、その辺の増額の補助というのは見込んでおらない現状でございます。

宮岡幸江委員 ここに来年度の、1,500万円ですよ。1,587万円という予算ついていますけれども、それはあくまでもそういう認可保育園並みではなくて、ある意味かなりの黙認されているところ。でも、市の指定ですから、同じように子供たちを扱ってほしいなと思うのです。そうした場合には、やはりこれはさっき1人分減らしたので、去年より減っていますというお話だったのだけれども、例えば認可保育園でやっているゼロから1歳児の保育士に対する保菌検査も、やはり家庭保育室であつたらなおさらのこと、ゼロから3歳未満児を預かっているわけだから、その点の予算づけというのは考えるところあると思うのですけれども。

福祉部参事兼児童福祉課長 保菌検査の関係につきましては、公立の保育所関係においても児童についてはやってございません。あくまでも職員だけが保菌検査をやっているということで、家庭保育室のほうのゼロ、1、2の子供に対しての保菌検査というのはちょっと私どもも計画等はありません。先ほど申し上げましたとおり乳児等の健康診断の補助金ということで2,500円の40人分を見込んでいるというような状況です。

宮岡幸江委員 それはわかっているのです。先ほどの家庭保育室に対しての保菌検査は、食事を担当する職員のみですよ。ですから、つまり低年齢児を見る保育士に対しての保菌検査はやっていないわけですよ。補助金が出ていない。それから、今言われたように公立や民間の公認保育園では、ゼロ歳児を見ている保育士には保菌検査やらせているわけですよ。補助金出ていますよね。そののだから子供ではなくて保育士さんの保菌検査のこと言っているのですけれども、そこら辺はもう家庭保育室にお願いしなければならない現状があるならば、やはり子供たちを見る保育士さんの保菌検査も当然のこと認可保育園と同じように家庭保育室

のほうにもやっていただくこと考えてもらってその予算をつけてもいいのではないのかなと。大した人数ではないと思うのです、それは。

福祉部参事兼児童福祉課長 現在職員の健康診断費の補助等させてもらっておりますが、今後の課題として保菌検査等も十分検討させていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

安道委員 81ページの学童保育事業のほうなのですけれども、これは前年平成23年、平成24年、大体同額の予算となっておりますけれども、学校耐震化というふうなことで小中学校校舎の耐震化のほうの事業は前倒しで進めるといぐらいに子供の居場所については安心、安全をきちんと確保していくというふうな取り組みが進んでいます。学童保育のほうについては、この辺の見通しはどうなっているのか。耐震診断も含めて、施設の整備、補修、この辺の見通しはどうなっているのかお伺いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 学童保育施設につきましては、市内に18カ所あるのですけれども、そのうちの4カ所が学校の校舎内での学童保育ということで、こちらにつきましては耐震関係、学校に合わせて実施のほうはさせてもらってございます。そのほかに新耐震基準以前のものが3カ所ございます。西武学童、東金子学童、豊岡学童、こちらのほうの学童保育施設がちょっと古い建物なのですけれども、今現在はこの間の12月のときに保育所のほうの耐震診断を補正予算で計上させていただきまして、今現在保育所のほうは実施をしている状況でございますが、今後の課題といたしまして検討のほうはさせていただきたいなと思っております。耐震診断をする前に、逆にもう老朽化が激しいので、建てかえというようなことも含めまして現在課のほうでは実施計画等のほうに上げさせていきたいなと思っております。

以上です。

安道委員 そうしますと、その建てかえ計画というのは具体的にどこどこというふうにもう計画は大体定まっているというふうなことでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 特に一番最初にどこというふうなことはまだ計画してございませんが、ただいま申し上げました西武、豊岡、東金子、これが大変老朽化しておりますので、それらを優先的に建てかえなりを検討していきたいと思っております。

安道委員 そうしますと、具体的にいついつからどういうふうにスタートさせるというのはまだ未定ということですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 はい、今のところ未定でございます。

安道委員 その点については、きちんとできるだけ早く予算措置をとるというふうなことで要望にとどめておきたいと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3民生費、項2児童福祉費についての質疑を終結いたします。
ここで休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、障害福祉課長より概要説明をお願いします。

概要説明

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 平成24年度一般会計予算のうち、障害福祉課所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算説明書20から21ページ、下段にあります款15項1目2民生費国庫負担金、説明欄の障害者自立支援給付費負担金5億949万2,000円及び24から25ページ、款16項1目2民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金2億5,474万6,000円につきましては、歳出の70から71ページ、上段にあります自立支援給付事業の介護給付事業から特定障害者特別給付事業までの5事業に係る国、県の負担金でございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1でございます。

歳出についてご説明申し上げます。同じく71ページの上から11行目、相談支援事業4,979万3,000円につきましては、前年度当初予算に比べ45.64パーセント、金額にして1,560万4,000円の増ですが、これは障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に対応するため、相談支援センターりぼんの相談支援員1名を増員するとともに、指定相談支援事業所の指定に係る費用を計上するものでございます。また、障害者就労支援センターの就労支援員につきましても1名増員し、支援の充実を図るものでございます。

次に、その下のコミュニケーション支援事業1,904万6,000円ですが、これまで要約筆記者の派遣につきましては埼玉聴覚障害者福祉会に委託しておりましたが、平成24年度からは市独自で派遣を開始するための予算を計上するものでございます。なお、要約筆記者の派遣にかかる経費は約560万円を見込んでいるところでございます。

次に、中段にございます大事業、障害児給付事業652万6,000円につきましては、平成24年度からの新規事業で、障害児に係るサービスが児童福祉法に一元化されるとともに、これまで県の事務でありました障害児通所サービスにつきましては4月から市が実施主体となるために新たに予算を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費についての質疑を願います。

堤委員　　まず、今説明のあった相談支援事業のりぼんにおける相談員の1名増ということですが、
ども、現在相談を受けて就労に結びついた件数と今調整中の件数はどういう状況ですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　相談で就労に結びつきましたのは、平成21年5月にオープンしているわけですが、約3年弱で93名の方が一般就労をしております。なお、今登録者が88名おまして、今その方たちに支援をしておりますので、今後ふえてくるものと考えております。

　　以上です。

堤委員　　この93名というのは、登録者全体の何パーセントぐらいになるのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　実際には……登録してという、就労ができて支援が一たん打ち切られている人を除いてのということでしょうか。済みません。

堤委員　　今現在就労に結びついている人が93名いるわけですね。一たん離職してもう一回復帰というケースも中にはあるのでしょうか。トータルとして93名現実に就労しているということですから、これは相談件数の何割ぐらいになるのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　相談、1人の人がたくさん何回も相談しますけれども、年間ですと2,100件前後の相談は受けております。件数って、ちょっと人数的には、1人が何回か相談しますので、その辺はわかりませんが、件数的にはそれぐらいの量を受けております。

堤委員　　今現在88名が継続中ということですが、この見込みについては今までの実績から考慮してどうでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　平成23年度から市の市役所の中でも職場実習を始めまして、またクリーンセンターとか図書館等でも実習を受け入れたりしておまして、非常にアセスメントが十分できてきておりますので、今後もふえていくものと思われま。

　　以上です。

宮岡幸江委員　コミュニケーション支援事業について、今要約筆記者の分というのでしょうか、割り当てのほうで560万円というお話だったので、そうしますと要約筆記者をされる方の、1人当たりというのでしょうか、1回というのだから1日というのか、その辺は幾らぐらいお渡しするのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　2時間で1人3,000円と、あと交通費を支給しているところでございます。

宮岡幸江委員　そうしますと、手話通訳者とお仕事は別かもしれないのですが、お値段的には同じぐらいということですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　はい、同額でございます。

宮岡幸江委員　依頼者のほうは、負担というのはどうなるのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 無料でございます。

宮岡幸江委員 わかりました。

次に、大事業の障害児給付事業についてなのですが、参考資料のほうの13ページによりますと、これは通所サービスや利用計画作成のための費用というふうにご出されているのですが、利用計画を作成するということの外部委託とか、そのための委託料と判断してよろしいのでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 先ほど申し上げましたように障害児の通所に係りましては市が実施主体ということで、このために通所にかかわる報酬をここで予算化しているのですが、計画作成費についても報酬で支払われるものでございます。

宮岡幸江委員 そうしますと、作成委員会とか何かがあって何人かがいらっしゃるからということですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 細かく申しますと、児童福祉法の改正によって障害児相談支援事業者というものを設けなさいというふうになっております。これは、市の指定という形になっておりまして、その指定した事業者が障害児の通所に係るプランを作成すると。そうした場合には、その作成の報酬というのは国保連へ請求して報酬が支払われるという、負担金という形になっております。

以上です。

宮岡幸江委員 利用計画を作成するという事は、市が作成するのではないのですか。

委員長 そうしましたら、ちょっと今回の改正においてのケアプランの作成とか全体的な流れを一度言っていただいたほうが全体でわかると思うのですが、いかがでしょうか。

宮岡幸江委員 これだから私が聞きたいのは、委託、丸投げというか、計画をつくるのに業者に委託するのかどうかということを知りたいのです。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 委託ではございません。介護保険のケアマネジャーさんがやっているケアプランの作成がございまして、それと全く同じで、指定を受けた事業者が利用者のプランを作成して、そのプランを国保連に請求していくという形でございます。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、個人の方の利用計画ということで、それを作成するのに業者、ケアマネジャーみたいなふうに、あの方たちも委託という形で、委託というのかな、ケアマネジャーと同じような形の、障害児のほうのということで理解してよろしいのですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 そのとおりでございます。

宮岡幸江委員 ということは、業者に払うお金で、これは個人というのかしら、例えばケアマネさんに払うとか、名前わかりませんが、そういうふうな形で払うのではなくて、事業所にとりあえず渡して、そこからそこにいるケアマネさんというか、相談員というか、その人が

支援を求めている障害児の計画、年間計画だかよくわからないのだけれども、それに対しての、事業者に払うわけで、何人を雇うとかなんとかいうことではないということですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 これは、介護保険と同じようにあくまでも障害児の保護者の方等が市で指定した事業者と契約を結びましてプランを立ててもらおうということで、そのプランを立てた費用については国保連へ請求すると。国保連のほうは、それを市に請求してくるという形でございます。

以上です。

委員長 ちょっとよろしいですか。全体的な今言っているケアプランをつくる事業者に委託をするのか、全く関係なく障害者の保護者、またはご自身がどなたかをお願いして、ただお金が国保連から請求されてくるのかというのが今のご説明だと何かもうちょっとわからなくなってきてしまっているの、ケアプランの作成をするために市がどういう形を考えているのか、委託にしてなさるのか、その辺をちょっと、今計画されていることを全体像をちょっと言っただけだと頭の中整理されると思うのですけれども、よろしいですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 全体的には、まず今ケアプランの作成というのは障害児者の中では全国で2,000件弱ぐらいしか行われておりません。そういう中で、国のほうでは今後3年間をかけて、障害福祉サービス、あるいは児童福祉法に基づくサービスを利用する際にはプランの作成が義務づけられたという流れがございます。そういう中で、プランを作成する事業者については市が指定しなさいという形になっております。それで、その事業者が何をするかといいますと、1つには今言いましたプランの作成という事業がございます。もう一つには、基本相談という相談も一緒に受け付けるという業務を担っていただくこととなります。ただ、介護保険のように高齢者が非常に多くございませんので、人数的には今入間市ですと17人ぐらいしか予定していないのですけれども、そうしますとなかなか一般の事業者の参入ができない、そういう状況が今考えられております。したがって、市としてはプラン作成と基本相談の部分がございまして、基本相談をした部分について委託料をお支払いしたいと。それで、プランの作成については、当然これは国保連からの報酬という形になりますので、そういう形でやっていきたいと。ただ、今言いましたようにこれに参入してくる事業者はいないと思いますので、まず今ありますりぼんのほうの相談支援員を1名強化して、ここで障害児の相談、今もやっているのですけれども、とプランの作成というのをやっていければということで、先ほどの相談支援の充実というものとこれの障害児給付費というものをあわせて考えているところでございます。

以上です。

小出委員 りぼんの人員って今何人いるのですか、簡単なあれなのですか。支援員は、何人いらっしゃいますか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 現在3名でございます。相談支援のほうで。

小出委員 この人たちは、みんなケアマネとか何か資格というのは、そういうものを持っているわけですか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 現在県の研修が必須となっておりますので、それをクリアしている人たちです。今回の相談支援につきましては、指定を受けるには実務経験が3年から10年、なおかつこれに県の研修を修了した者が相談支援事業者になれるという形になっております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害者福祉費についての質疑を終結いたします。

次に、高齢者福祉課長より概要説明をお願いします。

概要説明

高齢者福祉課長 それでは、平成24年度一般会計予算の高齢者福祉課所管のものにつきましてご説明を申し上げます。

当課の事業につきまして、特に前年度当初予算と比較しまして増減の大きなものについてご説明を申し上げます。

では、まず歳出をご説明させていただきます。予算説明書の72、73ページをお開きください。款3 項1 目3 老人福祉費につきましては、前年度比で18.7パーセント、予算額で3,101万円の大幅な増額になりましたが、これは大事業、要援護者等支援事業のうち、おむつ支給事業2,781万6,000円、徘徊高齢者位置情報サービス事業23万1,000円及び大事業、自立生活支援事業の配食サービス事業1,487万2,000円が昨年度まで介護保険特別会計の地域支援事業の中の任意事業として予算化しておりましたが、地域支援事業費は平成19年度以降交付金の対象の枠である介護給付費の3パーセントを大きく上回っており、その超過分を市の一般会計から繰り入れていることから、そのメリット、要は交付金のメリットでございますけれども、そのメリットが生かされていない状態でございます。こうしたことから、市独自事業のうち一部が介護保険特別会計、他の市独自事業が一般会計に分かれておりましたので、今回一般会計に集約したものでございます。これにより大幅な増額となったものでございます。

次に、76、77ページをお開きください。目8 介護保険費の説明欄の大事業、介護保険特別会計繰出金8億9,862万8,000円は、前年度比で1億4,862万8,000円の増となりますが、介護サービス給付費などの増加によるもので、法定割合である給付費の12.5パーセント分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

同じく目9 居宅介護支援事業費の説明欄の大事業、居宅介護支援事業11万9,000円は、昨

年度まで市民提案型協働事業で実施していました認知症フォローアップ事業を市の事業として実施するために予算計上したものでございます。なお、3年目となる平成24年度は、現在までの事業内容などを検証し、小中学生を対象にした認知症サポーター講座の実施などを予定しております。

同じく目11後期高齢者医療費の説明欄の中事業、人間ドック等助成事業925万4,000円及び大事業、健康診査事業4,820万8,000円の各事業につきましては、市の組織機構の見直しに伴い、窓口の一元化により市民が利用しやすい健診体制とするため、高齢者福祉課が所管する後期高齢者の健康診査、人間ドック事業、保険年金課が所管する国民健康保険の健康診査、健康管理課が所管する保健指導事業等を統合し、平成24年度より健康福祉課に移管され、実施されます。

同じく大事業、療養給付費負担金8億3,390万2,000円は、前年度比で7,047万6,000円の増となりますが、これは後期高齢者の医療給付費のうち市の負担分12分の1を広域連合に支払うもので、給付費の伸びによるものでございます。

同じく大事業、後期高齢者医療特別会計繰出金2億1,254万2,000円は、低所得者世帯の均等割、7割、5割、2割の軽減を行ったものに対する費用について、県が4分の3、市が4分の1を負担する保険基盤安定繰出金と事務費繰出金でございます。

今の申し上げた関係で歳出が関係ございますので、恐れ入りますが、24ページ、25ページをお開きください。下段になりますが、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節9後期高齢者医療費負担金、説明欄保険基盤安定負担金として1億1,748万6,000円を予算計上しております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、目4老人福祉センター費、目7老人保健費、目8介護保険費、目9居宅介護支援事業費、目11後期高齢者医療費について質疑を願います。

宮岡幸江委員 76から77ページの居宅介護支援事業の、これは新規事業ということで今説明いただいたわけですね。認知症のフォローアップ事業ですね。そうしますと、これ協働事業から持ち上がったという説明だったのですけれども、市民の方との協働のことですね。これでここへ予算へ11万9,000円というのは、今後のやり方というのはどういうふうな形で事業をされるのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

その件につきましては、今お話があったとおりでございます。ここ2年間市民の方と協働の事業として実施をさせていただきました。そんな関係で、来年度は、3年目となること

しは担当課のほうで予算計上するということになっておりましたので、計上させていただいたわけでございますけれども、先日市民の方ともう既に来年度の予定事業につきまして1回目の打ち合わせをさせていただきました。ですから、担当課のほうの予算計上はいたしましたけれども、やり方としましては市民と一緒に連携といいますか、相談をしながら講座の内容、またやり方について、また役割につきましてきちんと分担させていただいて事業を実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

宮岡幸江委員 目11の後期高齢者医療費の参考資料14ページの小事業の保育所助成事業135万円についての、これ説明書のほうに書かれているのですけれども……参考資料か。ごめんなさい。参考資料です、のほうに出ている。参考資料の14ページ……

〔何事か言う人あり〕

宮岡幸江委員 そうです。保養所助成事業です。これ今までの利用状況というのですか、そちらのほうはどのくらいになっているのか教えてください。

高齢者福祉課長 では、お答え申し上げます。

こちらのほうは、1回について3,000円の補助がある制度でございまして、平成20年度は利用者が316名、平成21年度が357名、平成22年度が376名、平成23年度につきましてはまだ途中ですが、現在までに411名の利用をいただいております。

以上でございます。

宮岡幸江委員 これ年度200回までという何か制限つきですよ。段々ふえている状況なのかしら、今数字を伺うと。これは、まだこれからもこんなふうにあふえていくのかしら。予想とするとどんなふうな計画ですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今後の予想ということでございますけれども、なかなか、これから団塊の世代の方等も入ってこられますし、そういう比較的利用が多分ふえるのかなと。今申し上げた数字も若干ずつですが、ふえておりますので、今後も大幅にふえるということは余りないかなというふうに思っておりますけれども、徐々にこれはふえていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 では、済みません、この際委員として質疑を行いたいのので、暫時副委員長と交代させていただきます。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

永澤委員 先ほど萩原課長のご説明の中で、おむつ支給事業と徘徊高齢者と自立生活支援事業の中の

配食サービス事業、この3つが介護保険のほうでということだったのですけれども、先ほど平成19年からもうちょっと違和感というか、実際には損していたという解釈になるのですか、平たく言えば損をしていたという形になるのかと思うのですけれども、気づいたのはいつなのですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

気づいたといいますか、これにつきましては超過している部分、ご説明いたしますと、多分ご存じだと思いますが、この枠というのは給付費の3パーセントということになっていきますので、例えば60億円でしたら1億8,000万円という枠がございます。そういう枠を超えたのが平成19年ということになりますけれども、超えた原因につきましては特に地域包括支援センターが設置されたということで、委託料が非常に大幅に増加したというのが原因でございますけれども、いずれにいたしましても超過分は市の持ち出しになりますので、一般会計に移してもそういう意味では結果的には同じだったという部分がございますけれども、若干ですが、地域支援事業等に係る費用については年間で変化がございます。そういう意味で、若干様子を見ていたという部分もございまして、ただもう超過がこの数年続いておりますので、本来市の独自事業でございまして、そちらのほうに戻したほうがいいたろうという判断をさせていただきまして、来年度から一般会計のほうに戻させていただきます。

以上でございます。

永澤委員 そうしますと、今年度までは給付費の超過した部分に関しては一般会計から繰り入れていたということよろしいのですか、その部分に関しては。

高齢者福祉課長 今お話あったとおりでございます。

永澤委員 介護保険の中で、どういう形かわからない。要するに足りなくなった場合に国保のように足りなくなって繰り入れるというのはできないわけですね。そうしますと、市の独自サービスの事業であるから、そういう形がとれていたという解釈でよろしいのですか。

高齢者福祉課長 これ制度の中身の問題にも関係するのですが、地域支援事業と給付費の関係は、おのおのやはり交付金が別々に投入されて成り立っている制度、そういう制度でございまして、その中でも、3パーセントの中でも、正確に言いますと地域支援事業、予防事業等に係る部分が2パーセント、それから任意事業、こちらがやはり2パーセントという枠がございます。合わせて給付費の3パーセントという一つの枠がございます。そういうことで、地域支援事業費もまた別々に交付金で来ますけれども、それを既に超えている部分が、先ほどからご説明しているとおり超えているわけですが、その分の超えた部分については市のほうの一般会計から繰り入れは可能でございますので、現在までもそういう形でやっております。ただ、そういうメリットがもうほとんどない、期待できないという状況でございましたので、今回こちらのほうに移したと、一般会計のほうに移したということでございます。

永澤委員 ごめんなさい。それで、ここで介護保険が改定になる中でこの給付費の3パーセント部分というところが今回どのぐらいで、やはり3パーセントで見込まれての計算は変わらずに計算をされたということによろしいのですか。

高齢者福祉課長 今のお話のとおり3パーセントで計算をしてございますけれども、そういう計算でも既に3,000万円ほどオーバーしているという状況でございます。

以上でございます。

永澤委員 わかりました。ありがとうございます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 では、なければ款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、目4老人福祉センター費、目7老人保健費、目8介護保険費、目9居宅介護支援事業費、目11後期高齢者医療費の質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩します。

午後 4時10分 休憩

午後 4時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 延会の決定と次回日程の報告

委員長 この際、お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、本日の会議はこれまでにとどめ、延会することに決定いたしました。

次回は、8日午前9時半から会議を開きます。

議事日程といたしましては、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものから教育委員会所管のものからを議題とします。

△ 延会の報告(午後 4時11分)

委員長　これで本日の会議を閉じて、延会いたします。
本日はご苦勞さまでした。